



第2章

未来を拓く中部の景観づくり「実践編」

～中部地方整備局所管公共事業における景観検討の実施要領～



目次

1. はじめに	2-1
2. 基本的事項	2-3
2-1 目的	2-3
2-2 本要領の位置づけ	2-3
2-3 景観検討の流れ	2-3
3. 対象事業	2-5
3-1 景観検討の対象事業	2-5
3-2 検討開始時期	2-5
4. 景観検討区分の判断	2-8
4-1 景観検討区分について	2-8
4-2 景観検討区分の決定手順	2-9
4-3 景観検討を行う事業の実施単位	2-10
4-4 重点検討事業の選定	2-10
4-5 標準検討事業の選定	2-11
4-6 簡易検討事業の選定	2-11
4-7 景観検討区分の見直し	2-11
4-8 官庁営繕事業の取扱い	2-11
5. 景観検討の実施体制	2-12
5-1 事務所等	2-12
5-1-1 重点検討事業における体制	2-12
5-1-2 標準検討事業における体制	2-12
5-2 本局	2-13
5-2-1 景観検討の運用に関する総合的な窓口	2-13
5-2-2 景観検討委員会	2-13
5-2-3 景観施策アドバイザー	2-13
5-2-4 景観検討の事例の蓄積	2-13
6. 景観検討の手順	2-14
6-1 景観検討の実施主体	2-14
6-2 景観検討の開始時期	2-14
6-3 景観検討シートの継承と更新	2-14
6-4 事業の細分化に伴う景観検討シートの新規作成	2-14
6-5 本局への報告	2-15

6-6	景観検討の公開	2-15
6-7	景観検討シートの記載事項	2-15
7.	留意事項	2-19
参考 1	景観検討区分ごとの景観検討の流れ	2-20
1.	重点検討事業の検討フロー	2-20
2.	標準検討事業の検討フロー	2-20
3.	簡易検討事業の検討フロー	2-20
参考 2	景観検討区分チェックシートの作成例	2-24
1.	各設問の記入要領	2-24
2.	記入例	2-24
参考 3	景観検討シートの作成例	2-30
参考 4	様式集	2-51
付録 1	「未来を拓く中部の景観づくり」のポイント	2-60
付録 2	景観形成ガイドラインの概要	2-61
付録 3	法規制等の指定状況について	2-71
付録 4	国土交通省所管公共事業における 景観検討の基本方針（案）	2-75

1. はじめに

あるべきものを あるべきところに あるべきすがたで

社会資本の整備にあたっては、地域のニーズを的確に把握し、その機能、目的を達成することはもとより、地域の風土や生活に溶け込むものとし、将来においても、地域の風景や環境に馴染んだ風格のあるものとなることを目指すことが重要である。

中部地方整備局では、平成元年より全国に先駆けて社会資本整備におけるデザインのあり方を検討し、シビックデザインの理念、手法等を確立した。そして、これに基づく取り組みを進めてきたところであるが、いまだシビックデザインの考え方が十分に浸透したとは言い難い状況にある。

そのような中、平成 19 年 4 月には中部地方整備局景観アドバイザー会議によって「自然・歴史・文化を大切に 中部の魅力の継承と創造」を基本理念とする提言「未来を拓く中部の景観づくり」が取りまとめられ、地域の風景や環境に馴染んだ風格ある社会資本の整備を進めることが求められている。

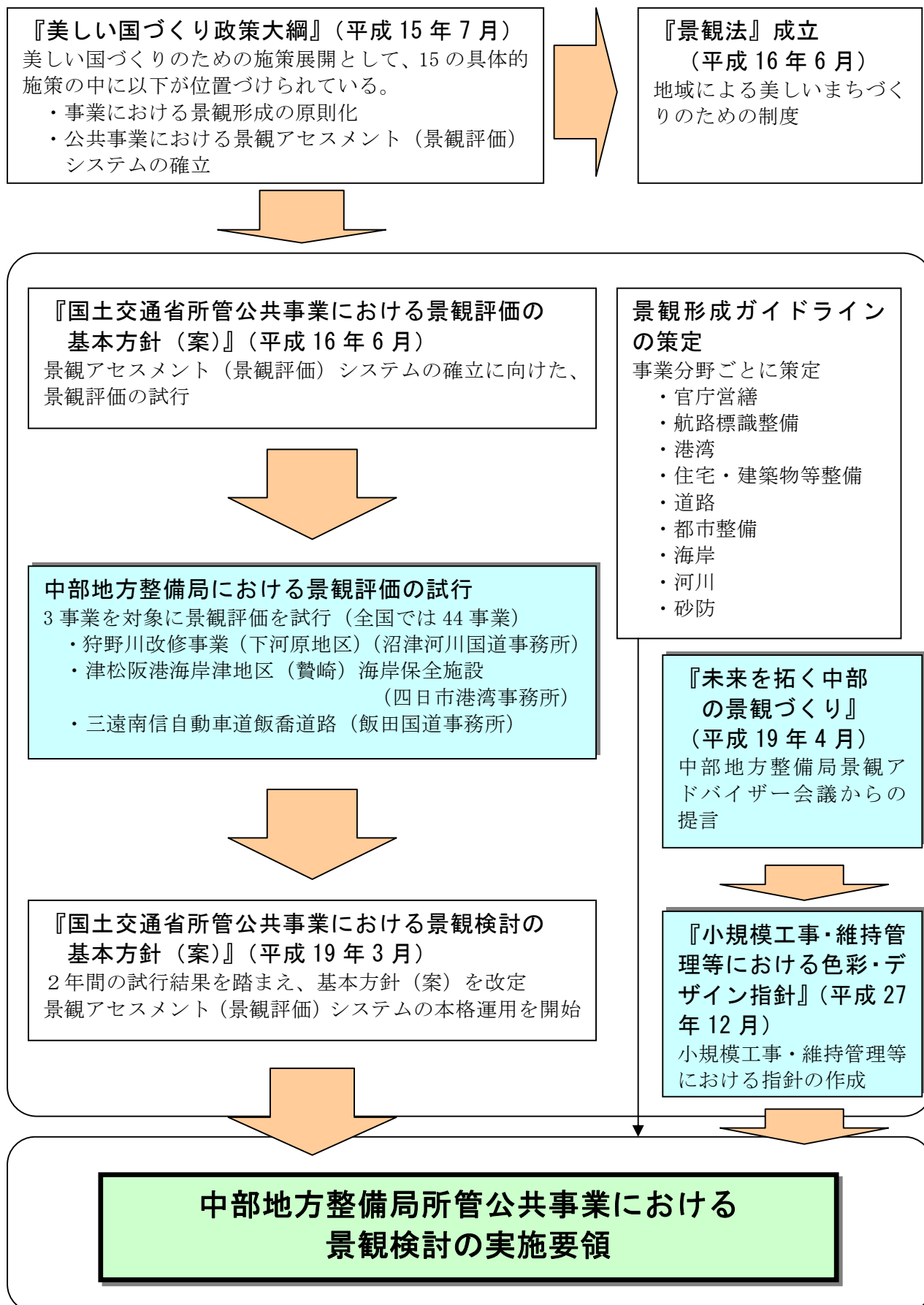
また、平成 19 年 3 月には「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」が取りまとめられ、公共事業における景観検討の枠組みが示されている。

本要領は、このような背景を踏まえて、中部地方整備局所管公共事業について適切に景観検討を進めるための手順等を定めるとともに、効率的に実効性の高い景観検討を支援するために参考となる情報等を提供するものである。

私たち公共事業に携わる中部地方整備局の職員は、我が国を代表する山岳や海浜等の自然、多くの人々が行き交った歴史、活発なものづくり産業等によって形成されている中部地方の豊かな景観を、将来に伝え残していくために、景観を担う一員としての自覚を持ち、時には「おおらかに 大胆に そして繊細に」景観に配慮しながら、将来に向けた景観づくりを進めていかなければならない。

なお、維持管理・災害復旧等の比較的規模の小さい工事における公共施設については、「小規模工事・維持管理等における色彩・デザイン指針：平成 27 年 12 月」に基づき対応するものとする。

中部地方整備局における景観検討の経緯（美しい国づくり政策大綱策定後）



2. 基本的事項

2-1 目的

本要領は、平成19年3月30日付け国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）（以下、「本省基本方針」という。）を受けて、中部地方整備局の本局と各事務所等が連携して景観検討に取り組むための手順等を示すことを目的として作成するものである。

【参考】本省基本方針（案） 第1章 目的

- (1) 景観に配慮した社会資本整備により形成される良質な公共空間は、地域の価値を向上させ、地域住民に精神的な豊かさをもたらすとともに、後世における資産となるべきものである。
- (2) 社会資本整備に当たっては、良好な景観の保全、地域の潜在的価値発掘による魅力ある景観形成、また、それら保全・形成された景観の継承のために、事業者、地方公共団体、住民、学識経験者等の景観保全・形成（以下、「景観形成」という）に携わる関係者が協力することが不可欠である。そのためには、景観形成に携わる関係者が互いに共通の認識に立つことができるように、できるだけ客観的、論理的に景観に関する評価を行う必要がある。
- (3) 本基本方針（案）は、国土交通省所管の公共事業において、適切な景観評価を含む景観検討を実施するため、当該事業の影響が及ぶ地域住民その他関係者（以下、「住民等」という）や学識経験者等の意見を聴取しつつ事業を実施するための手順と体制を定めるものである。

2-2 本要領の位置づけ

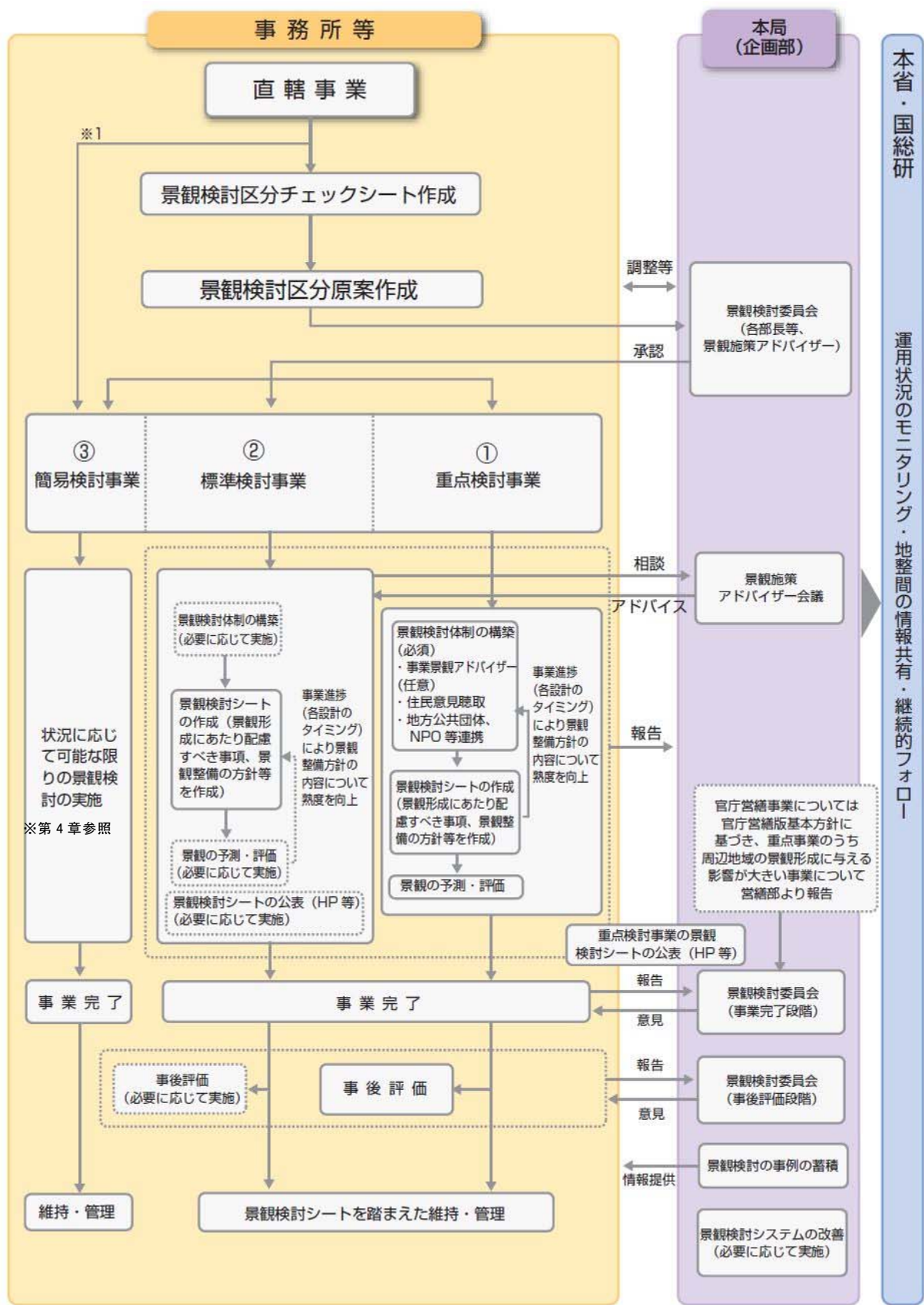
本省基本方針第3章（2）に基づき、中部地方整備局が策定するものであり、景観に配慮した社会資本整備による中部地方の良好な公共空間の形成に向けて、適切な景観検討を実施するための具体的な手順、手法及び参考となる知見等を示すものである。

【参考】本省基本方針（案） 第3章 基本方針（案）の位置づけ

- (2) 整備局等は、本基本方針（案）を踏まえ、必要に応じて実施要領等を策定し、景観検討を行うことができる。

2-3 景観検討の流れ

景観検討の流れは、次図の通りとする。



※1: 「3-2 景観検討区分の決定手順」において「景観検討の手続き等を簡略化できる事業」の①から③のいずれかに該当する事業（事業の緊急性等から事業期間が短く、手続き等を行うことが困難な事業等）

■景観検討の流れ

3. 対象事業

3-1 景観検討の対象事業

景観検討は、中部地方整備局所管の全ての直轄事業を対象として実施するものとする。

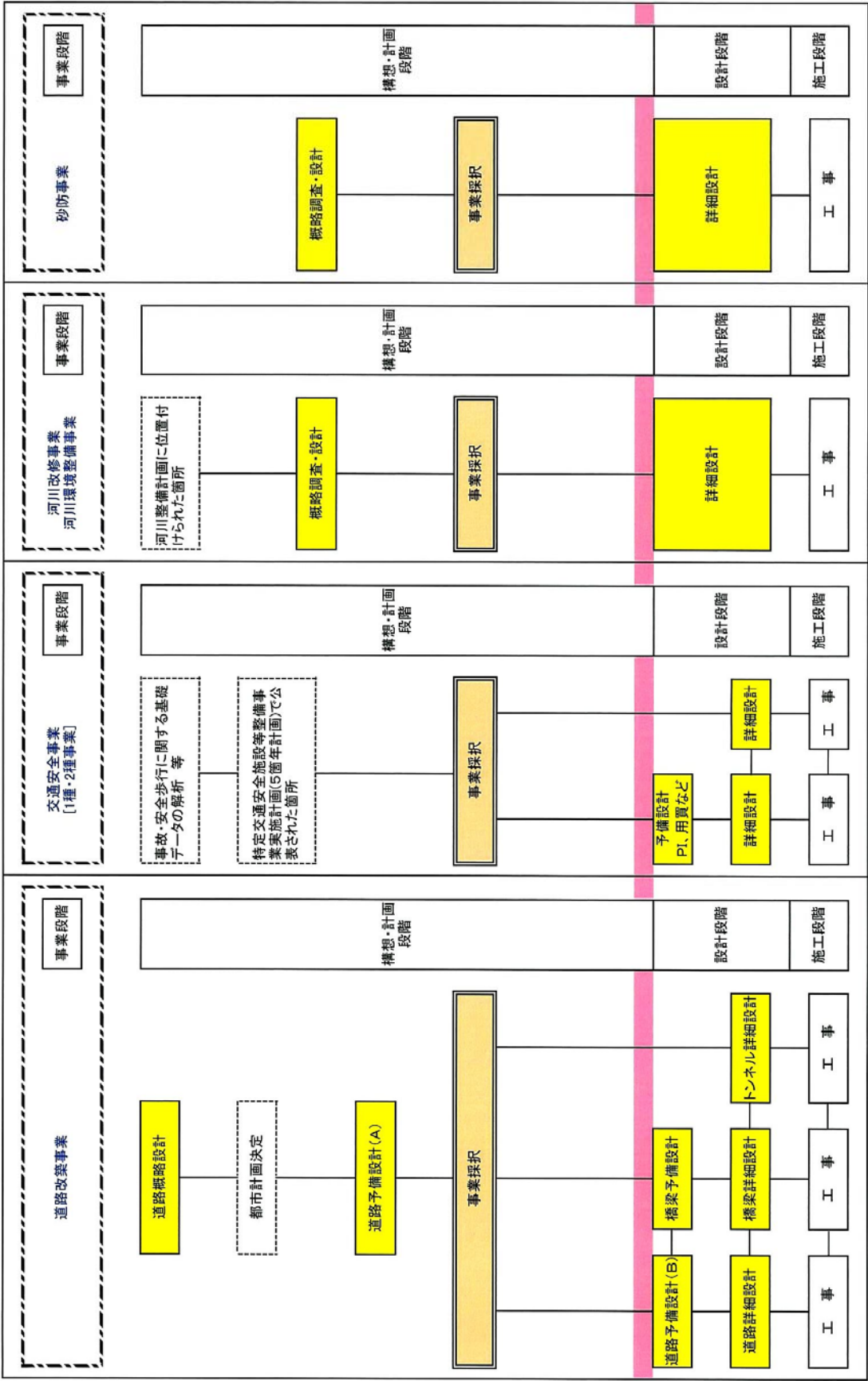
3-2 検討開始時期

事業がある程度進んだ時点で景観検討を行った場合、十分な景観配慮を行うためには、既定の計画や設計を見直す必要が生じる可能性がある。このような事態を回避するためには、事業として公表するプロセス（P I、環境影響評価、都市計画決定等）を踏まえて、次図を参考にしつつ、事業のなるべく早い段階から取り組むことが望ましい。

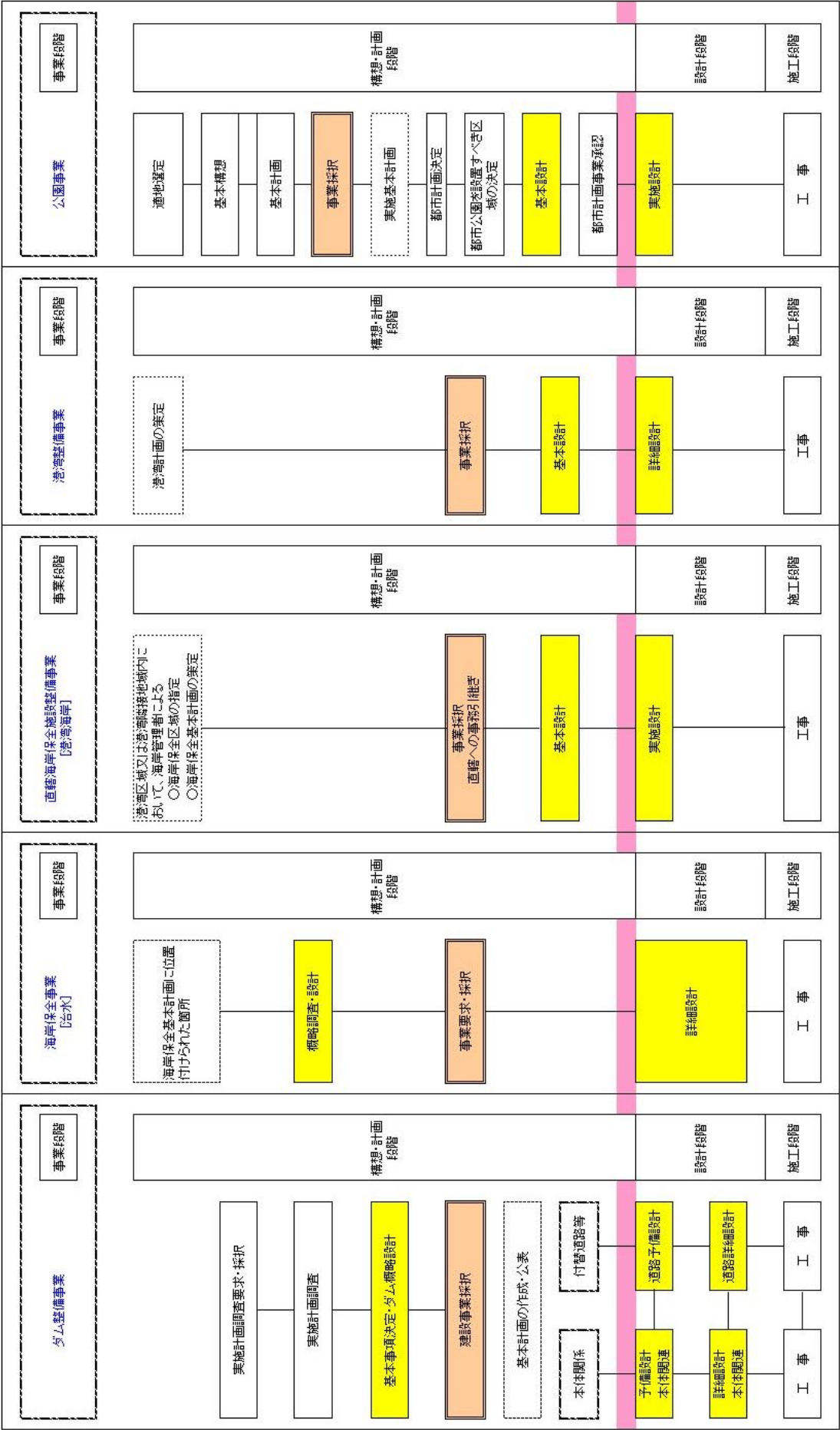
また、既に設計が完了した事業であっても見直しが必要と判断されるものについては、再検討を行うなど積極的な対応に努めるものとする。

■ 各種事業の流れと景観検討実施のタイミング (1/2)

黄色着色部分は、事業全体を対象として『景観検討シート』を策定または修正できると考えられる時点を例示したものである。



■各種事業の流れと景観検討実施のタイミング（2/2）



4. 景観検討区分の判断

4-1 景観検討区分について

事業特性に応じて効率的に景観検討を行うため、事業の初期段階で景観検討区分を設定する。

景観検討区分は次の3区分とする。重点検討事業は、学識経験者等の参加を得るなど重点的に景観検討を行う事業である。また、標準検討事業や簡易検討事業についても、事業や地域特性を踏まえて、重点検討事業に準じた景観への配慮を行うよう努めるものとする。

■景観検討区分の概要

区分	概要
重点検討事業	・優れた景観を有する地域で行う事業 ・事業により景観に大きな影響を与えるおそれがあると判断する事業 ・事業実施を通じて良好な景観形成を行おうとする事業
標準検討事業	・重点検討事業及び簡易検討事業以外の事業
簡易検討事業	・事業の緊急性等から事業期間が短く、手続き等を行うことが困難な事業等（「3-2」参照） ・地下構造物等周辺への景観上の影響がないか、極めて小さい事業

■事務所等における景観検討の実施内容

実施内容	重点検討事業	標準検討事業	簡易検討事業
景観検討の実施体制			
・事業景観アドバイザーの任命	○	△	△
・住民・NPO等の参加	△	△	△
・他省庁や地方公共団体等との連携	△	△	△
景観検討シートの作成			
・景観形成にあたり配慮すべき事項	○	○	△
・景観形成の目標像、基本的な考え方	○	○	△
・具体的な景観整備の留意点と方針	○	○	△
・景観の予測・評価	○	△	△
・施工段階、維持管理の留意点	○	○	△
・完成報告	○	○	△
・事後評価	○	△	△
本局（企画部）との関わり			
・構想・計画段階、設計段階の報告	○	○	△
・景観検討に関する相談	△	△	△
・事業完了の報告	○	○	△
・事後評価の報告	○	△	△

○・・・必須 △・・・必要に応じて実施

4-2 景観検討区分の決定手順

事務所等において、景観検討の「実施単位」ごとに景観検討区分チェックシートを作成し、景観検討区分案を検討する。

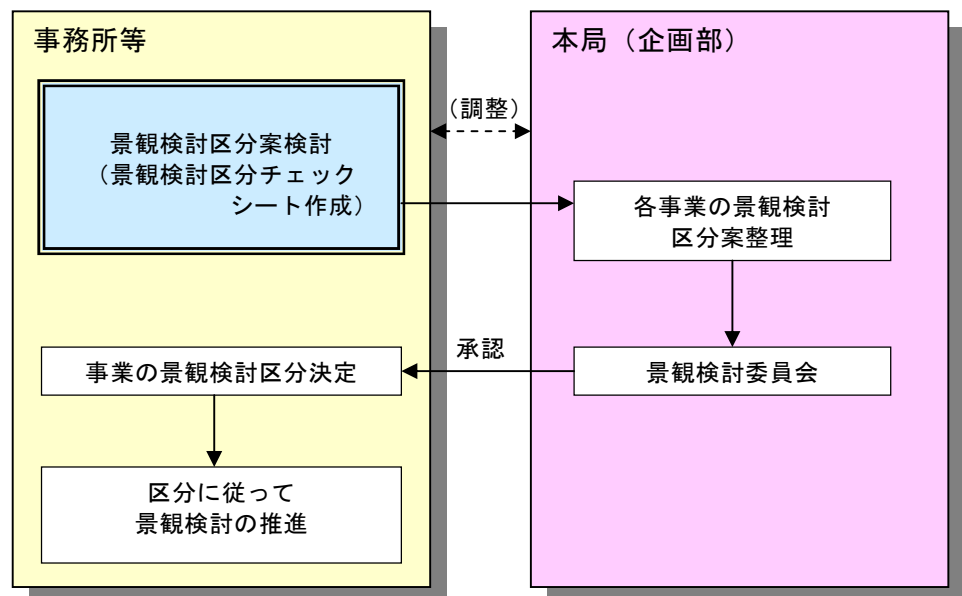
企画部は、事務所等によって検討された景観検討区分案を整理し、景観検討委員会に諮り承認を受けることにより、景観検討区分を決定する。

なお、以下に該当する事業については、事務所等の判断により「3-1」に示した簡易検討事業としてあつかうことができるものとし、景観検討区分チェックシートの作成や景観検討委員会による承認は省略できるものとする。ただしその場合であっても、事務所等は各事業の状況に応じて本要領に準じた景観検討の実施に努めるものとする。

【景観検討区分の決定手続き等を簡略化できる事業】

- ①事業の緊急性等から事業期間が短く、手続き等を行うことが困難な事業（事業の採択から工事着手まで1年以内となる緊急工事等）
- ②既に詳細設計が完了している等、施設・空間の規模・形状・配置等が決定し、景観検討の手続きを行うことが困難な事業

なお、維持管理・災害復旧等の比較的規模の小さい工事における公共施設については、「小規模工事・維持管理等における色彩・デザイン指針：平成27年12月」に基づき対応するものとする。



■景観検討区分の決定に向けた手順

4-3 景観検討を行う事業の実施単位

景観検討区分チェックシートは、「実施単位」ごとに作成する。

（下表を基本にして、地域特性等に応じて最適な単位となるよう分割したり、設計段階以降のものは設計単位や関連設計区間をまとめて1単位としても良い。）

■実施単位

事業種別		基本となる実施単位
道路	道路改築事業	採択事業単位
	交通安全事業	路線単位または実施箇所単位
河川	河川改修事業	一連区間
	河川環境整備事業	一連区間
	砂防事業	一連区間
	ダム整備事業	採択事業単位
	海岸保全事業（治水）	一連区間
港湾	直轄海岸保全施設整備事業〔港湾海岸〕	港湾海岸単位
	港湾整備事業	採択事業単位
公園	公園事業	一定のゾーン単位

4-4 重点検討事業の選定

以下の①～③のいずれかに該当する事業は、重点検討事業とする。

①優れた景観を有する地域で行う事業

- ・下記の法令等に基づく地域・地区等で行う事業

■「優れた景観を有する地域」に該当する地域・地区等

根拠法等	対象地区等
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	・重点区域
景観法	・景観計画区域（景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木に係る場合に限る） ・景観地区 ・準景観地区 ・地区計画等の区域（景観法に基づく地区計画等形態意匠条例が定められたものに限る）
都市計画法	・風致地区
自然公園法	・自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）内の特別地域
文化財保護法	・伝統的建造物群保存地区 ・重要文化的景観
都市緑地法	・特別緑地保全地区
景観条例	・地方公共団体の条例により定められた指定地区
世界遺産条約	・世界遺産

②事業により景観に大きな影響を与えるおそれがあると判断する事業

- ・①の指定地区等に隣接または近接する事業であり、事業により当該指定地区等の景観が、大きく変化する可能性が考えられる場合
- ・事業規模が大きいなどにより地域の景観が大きく変化する可能性がある事業のうち、地域住民等に日常的に施設内外から、当該施設を含んだ一帯の景観が眺められる場合

③事業実施を通じて良好な景観形成を行おうとする事業

- ・地域の景観形成を誘導したり、良好な景観資源としての整備を図る等、景観を重視した計画、設計等を行おうとする事業

4-5 標準検討事業の選定

重点検討事業及び簡易検討事業に該当しない事業は全て、標準検討事業とする。

4-6 簡易検討事業の選定

地下構造物等周辺への景観上の影響がないか、極めて小さい事業とする。

4-7 景観検討区分の見直し

事業の過程において景観検討区分の判断に係る要素に変化が生じ、景観検討区分を変更する必要がある場合は、事務所等において景観検討区分の見直し案を作成し、企画部と調整の上で、再度、景観検討委員会に諮るものとする。

4-8 官庁営繕事業の取扱い

官庁営繕事業に関する景観検討の事務は営繕部にて行い、必要に応じて景観検討委員会に報告するものとする。

5. 景観検討の実施体制

5-1 事務所等

5-1-1 重点検討事業における体制

重点検討事業については、事業の特性に応じて、学識経験者等の知見、地方公共団体やNPO、住民等の意見を踏まえた景観検討を行うことができる適切な検討体制を構築する。

①事業景観アドバイザー

重点検討事業においては、事業ごとに「事業景観アドバイザー」を、地域の実情に精通した公平な立場にある景観分野の専門性及び景観検討の実務の経験を有する学識経験者等のうちから任命し、計画、設計等について指導・助言を得るものとする。

②住民・NPO等の参加

当該事業における景観検討の内容や各施設の具体的な規模・形状・配置等に係る情報について、必要に応じて住民・NPO等に提供し、意見や提案を聴取する。

なお、意見等の聴取の際は、事務所等のホームページを通じた情報提供、住民や関係者へのアンケート・ワークショップ等、状況に応じて適切な手法をとるようにする。

③他省庁や地方公共団体等との連携

景観検討の実施に当たって、事務所等は必要に応じて地方公共団体等から意見聴取する。また、当該事業が周辺地域と一体となって良好な景観形成を図るためには、関係自治体等の景観施策や関連事業に対する配慮が重要となることから、関係自治体等と連携して、景観配慮の考え方やスケジュール等について十分な調整を行うよう努めるものとする。

特に、当該事業が景観計画区域に存在する場合、地方公共団体と連携して景観計画に即した配慮を行うものとする。

5-1-2 標準検討事業における体制

標準検討事業については、景観検討の実施にあたり検討体制の構築は必須とはしないが、学識経験者等の助言や地域住民、地方公共団体等の意見に配慮することは極めて重要であることから、積極的にこれら各主体からの助言や意見等を得るよう努める。

5-2 本局

5-2-1 景観検討の運用に関する総合的な窓口

景観検討の円滑で効果的な推進に向けた総合的な窓口として、企画部を位置づける。

5-2-2 景観検討委員会

企画部は、各事業担当部の部長等から構成される「景観検討委員会」を設置し、定期的を開催する。

景観検討委員会は、以下について報告を受け、助言等を行う。

■景観検討委員会における検討事項

- ・中部地方整備局管内の景観形成に係る方針に関すること。
- ・所管直轄公共事業における景観検討区分の承認等の景観検討に関すること。
- ・その他、中部地方整備局管内の景観の向上に関すること。

5-2-3 景観施策アドバイザー

企画部は、中部地方整備局管内の実情に精通した、公平な立場にある、景観分野の専門性及び景観検討の実務の経験を有する学識経験者等のうちから「景観施策アドバイザー」を任命するとともに、必要に応じて景観検討委員会への出席を求め、中部地方整備局管内の地域における景観形成の方向性の設定等に関し、指導・助言を得ることとする。

また、景観施策アドバイザーによる景観施策アドバイザー会議を開催し、個別事業の景観検討に関する助言等を得ることができる。

5-2-4 景観検討の事例の蓄積

企画部は、事務所等における景観検討の実施状況について情報収集して取りまとめ、事例のデータを蓄積するとともに、職員間の情報共有を進めるために、景観検討シートのデータベース化を行う。

6. 景観検討の手順

6-1 景観検討の実施主体

景観検討は、対象事業を所管する事務所等により、「景観検討シート」の作成を通じて進めるものとする。

6-2 景観検討の開始時期

事務所等から対象事業の景観検討区分案が提出された場合、本局の景観検討委員会において景観検討区分を承認する。これを受けて、景観検討シートの作成を行うものとする。

なお、承認を受ける前であっても、個々の事業の進捗に応じて、事務所等によって率先的に景観検討を進められることが望ましい。

6-3 景観検討シートの継承と更新

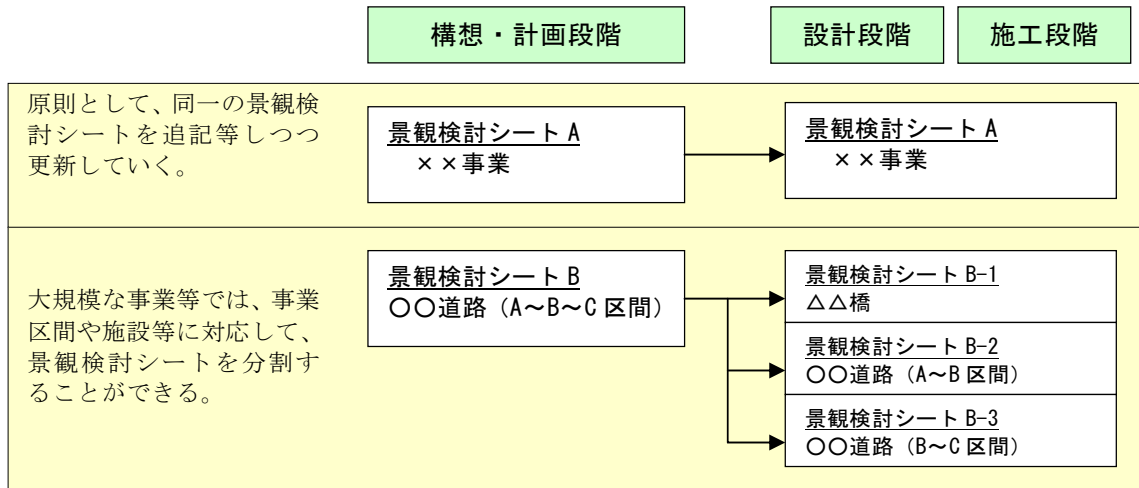
景観検討シートは、事務所等において構想段階から計画段階、計画段階から設計段階、設計段階から施工段階、維持・管理段階へと継承していくものとする。

また、事業の段階に応じて検討可能な範囲が異なることを踏まえ、景観検討シートは、事業の進捗に応じて熟度を向上させていくものとする。

なお、景観検討シートの見直しは、図「■各種事業の流れと景観検討実施のタイミング」（前出）の黄色着色部分の時点を目安として、各事業の実態に即して随時行うものとする。

6-4 事業の細分化に伴う景観検討シートの新規作成

事業の進捗に伴って設計区間等が細分化していった場合、当初作成した景観検討シートへの追記、修正等が困難になる場合が想定される。このような場合は、景観検討シートを分割することができる。



■景観検討シートの新規作成の考え方

6-5 本局への報告

重点検討事業及び標準検討事業については、事務所等は、計画の完了した時点、設計の完了した時点、事業が完了した時点及び事後評価を実施した時点において、景観検討シート及び計画・設計等の内容を企画部に報告する。

企画部では、完了及び事後評価の結果を整理し、景観検討委員会に報告する。

また、事務所等は、企画部からの要請がある場合は、要請を受けた時点の景観検討シート等を提出するものとする。

6-6 景観検討の公開

企画部は、重点検討事業については、事務所等から報告された景観検討シート等をインターネット等により公表するものとする。

6-7 景観検討シートの記載事項

景観検討シートは、景観検討の内容や経緯等を継続的に記録していくものである。従って、当該事業にふさわしい配慮事項等を十分に検討した上で記入することが重要である。既存の事例から一般的な景観配慮事項を安易に抜粋して示すようなことがあってはならない。

なお、景観検討シートの記載項目及び記入する事業段階の目安は以下のとおりとする。（具体的な記入方法は、参考3を参照）

1. 事業概要

事業の諸元等を記入する。

2. 景観形成にあたり配慮すべき事項

当該事業周辺の景観や土地利用状況、地域景観の目標像、景観に関する規制等を把握、抽出して記入する。

3. 景観形成の目標像

当該事業の景観形成における目標像を記入する。単なるキャッチフレーズを掲げるだけでなく、具体的に目指す姿をイメージできるような記述となるよう留意する。

4. 景観形成に関する基本的な考え方

当該事業により整備する施設や空間及びその周辺景観との関係等について、景観形成に関する基本的な考え方や方向性等を記入する。事務所等が景観検討を進めていく上で一貫して引き継いでいくべき基本となる考え方である。

5. 具体的な景観整備の留意点と方針

設計にあたり留意すべき事項やデザインの具体的な方針を記入する。

6. 景観配慮の内容

景観整備の留意点と方針に基づいて適切に景観デザインがなされるよう、設計において景観への配慮を行う必要がある。ここでは、設計段階で採用した景観配慮の具体的な内容を記入する。

また、景観の予測・評価を行った場合はその内容を記入する。

7. 施工段階の留意点

設計段階までの検討を踏まえて、施工段階に申し送るべき留意点を記入する。また、施工時に実際に行った景観配慮の内容を記入する。

8. 維持管理の留意点

景観配慮の内容を踏まえた適切な維持管理を行うための方針を記入する。

9. 完成報告

事業が完成した時点で、当該事業により整備した施設や空間の状況を記入する。現況写真を添付するとともに、景観配慮が適切になされたかを評価する。

10. 事後評価の方針と結果（標準検討事業は必要に応じて記入）

事後評価が適切に実施されるよう、実施時期や評価項目、手法について記入する。また、これを踏まえて事後評価を行った際、事後評価結果

及びこれを踏まえた当該事業における改善措置について記入する。

なお、本項の記入にあたっては、「中部地方整備局における景観整備の事後評価ガイドライン(案)」を参照することができる。

11. 景観検討の体制（標準検討事業は必要に応じて記入）

重点検討事業では、景観検討の体制を構築し、ある程度一貫した体制を維持しつつ、事業の進捗に応じて体制を変化させていくことになる。このような検討体制の概要や変化を一貫して記録する。

12. 景観検討の経緯

事務所が設置した委員会や事業景観アドバイザーへのヒアリング等、景観検討の経緯を記録する。また、景観法第16条に基づいて景観行政団体に通知した場合は、その結果を記録する。

13. 事業の進捗状況の経緯

景観検討を継続的に一貫して進めていくために、設計や工事等の発注等に関する事項を記録する。

■景観検討シートの記載事項と記入時期の目安

項目	記入する事業段階* 1				
	構想	計画	設計	施工	完了後
1. 事業概要	●			→	
2. 景観形成にあたり配慮すべき事項					
2-1 当該事業周辺の景観や土地利用状況	●			→	
2-2 関連する計画等					
3. 景観形成の目標像	●			→	
4. 景観形成に関する基本的な考え方					
4-1 施設や空間自体の景観配慮の考え方					
4-2 自然環境との調和の考え方	●			→	
4-3 住民等の利用を考慮した整備の考え方					
4-4 関係自治体等に伝えるべき考え方					
4-5 その他					
5. 具体的な景観整備の留意点と方針					
5-1 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方					
5-2 細部設計、材料等選定の考え方			●	→	
5-3 コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方					
5-4 その他					
6. 景観配慮の内容					
6-1 施設や空間の規模・形状・配置等の設定					
6-2 細部設計、材料等選定			●	→	
6-3 コスト縮減、費用対効果を考慮した整備					
6-4 その他					
7. 施工段階の留意点					
7-1 設計段階での申し送り事項				●	→
7-2 施工時の景観配慮の内容					
8. 維持管理の留意点				●	→
9. 完成報告					●
10. 事後評価の方針と結果* 2					
10-1 事後評価の方針				●	→
10-2 事後評価の結果					
11. 景観検討の体制* 2	←	←	←	←	→
12. 景観検討の経緯					
12-1 景観法第 16 条第 5 項に基づく通知等	←	←	←	←	→
12-2 その他、景観検討の経緯					
13. 事業の進捗状況の経緯	←	←	←	←	→

注)「3.」「4.」及び「5.」は、本省基本方針の「景観整備方針」に相当する部分

* 1 : ● 記入する事業段階 (可能な限り早い段階から作成する)

→ 必要に応じて、記載内容を追加

← 継続的に記載内容を追加・更新

* 2 : 重点検討事業のみ記入 (標準検討事業は必要に応じて記入)

7. 留意事項

景観検討の実施にあたって、本要領の参考1～4及び付録1～5を適宜参照されたい。

参考1	景観検討区分ごとの景観検討の流れ
参考2	景観検討区分チェックシートの作成例
参考3	景観検討シートの作成例
参考4	様式集
付録1	「未来を拓く中部の景観づくり」のポイント
付録2	景観形成ガイドラインの概要
付録3	法規制等の指定状況について
付録4	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）

景観検討の手順について、補足説明として「参考1」を示した。

本編「3-2」に示した景観検討区分チェックシート、本編「5-7」に示した景観検討シートについて、作成方法の解説を「参考2」及び「参考3」に示した。

「付録1」は、平成19年4月に取りまとめられた景観アドバイザーからの提言「未来を拓く中部の景観づくり」の概要であり、景観検討に携わる全ての職員に認識していただきたい事項である。

また、景観形成の考え方等を示した景観形成ガイドラインが事業種ごとに作成されており、その概要を「付録2」に整理した。景観検討シートの作成にあたり、景観形成ガイドラインの本編とあわせて適宜参照されたい。

「付録3」は、景観検討区分の判断基準の一つである法規制等の指定状況についての解説である。また、「付録4」として本省の景観検討の基本方針（案）を掲載した。

参考 1 景観検討区分ごとの景観検討の流れ

1. 重点検討事業の検討フロー

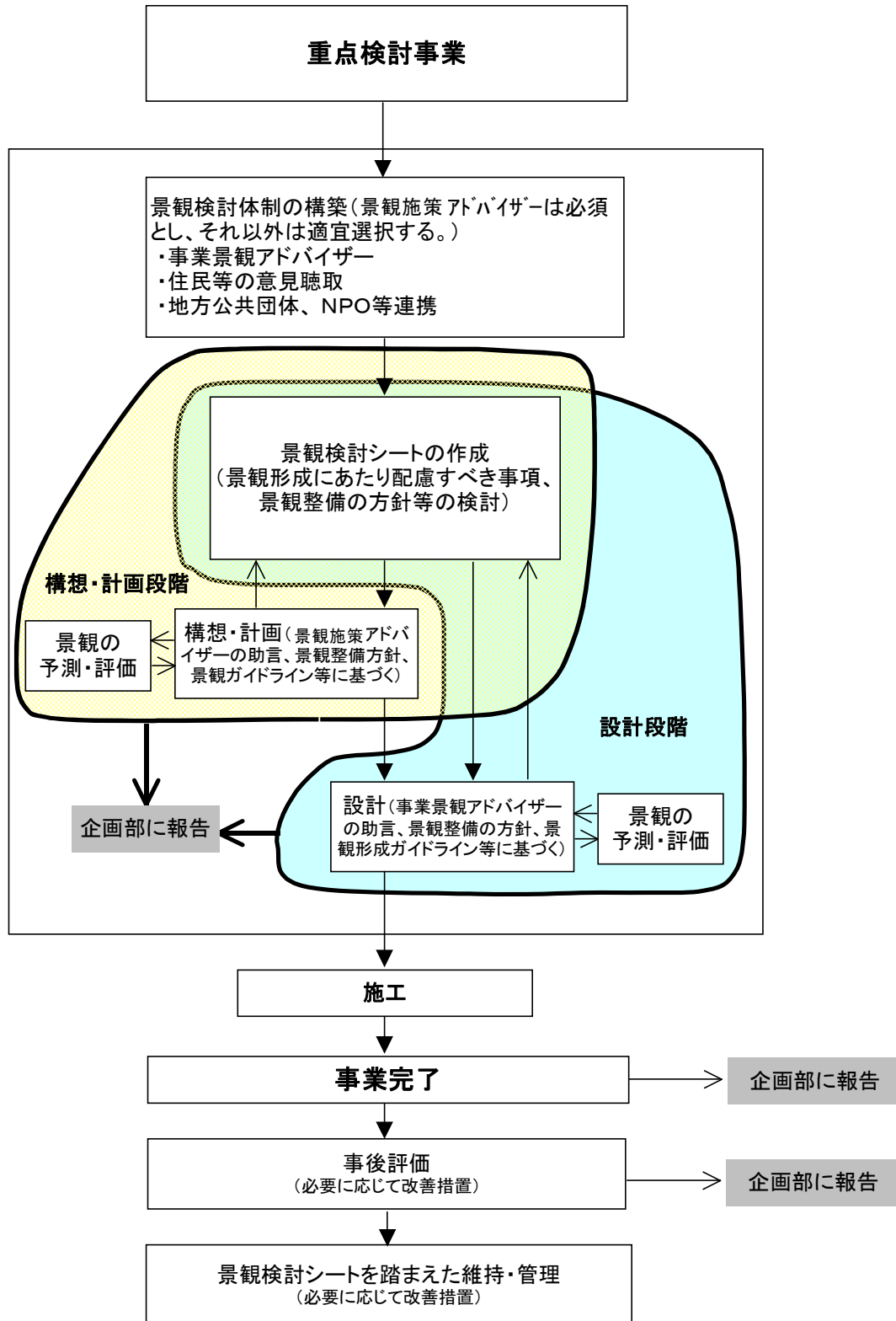
- ・重点検討事業における事務所等の景観検討の流れは、図「①重点検討事業における事務所等の景観検討フロー」の通りである。
 - ①景観検討体制を構築する。(景観施策アドバイザーの任命は必須)
 - ②既存資料や、景観施策アドバイザーの提言、住民等の意見等を踏まえて、「景観形成にあたり配慮すべき事項」「景観整備の方針」等を検討し、景観検討シートを作成する。
 - ③景観の予測・評価を行い、景観整備方針に適合するように事業の計画、設計を行う。
 - ④事業完了後も、維持・管理段階の景観配慮に留意し、一定期間経過後に事後評価を行う。結果に応じて改善措置を検討する。

2. 標準検討事業の検討フロー

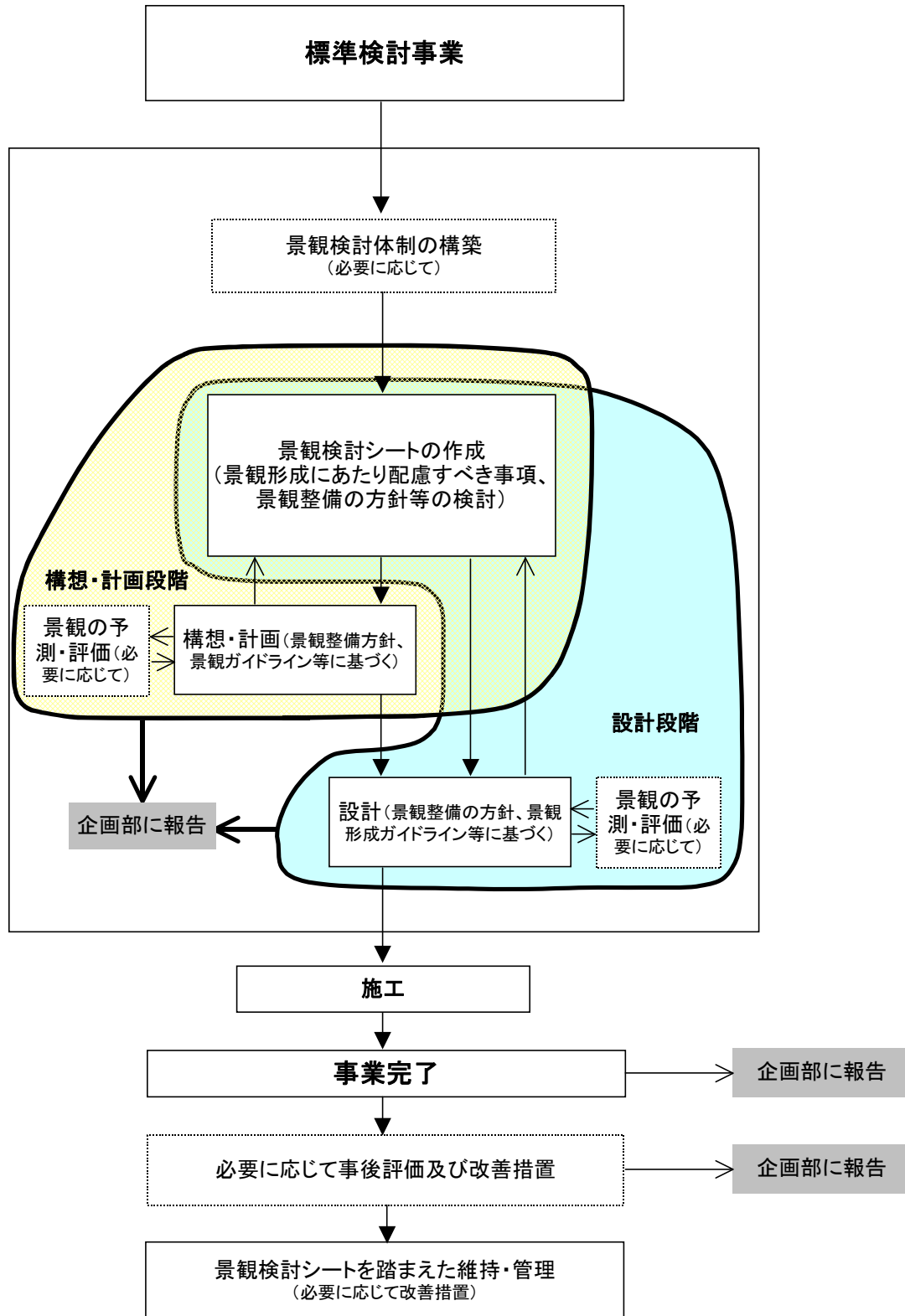
- ・標準検討事業における事務所等の景観検討の流れは、図「②標準検討事業における事務所等の景観検討フロー」の通りである。
- ・基本的には、重点検討事業と同様に積極的な景観検討を行うよう努めるものとする。
 - ①標準検討事業であっても、比較的景観配慮が重要と考えられる事業については事業景観アドバイザーを任命するなど、景観検討体制を構築すべきである。
 - ②「景観形成にあたり配慮すべき事項」「景観整備の方針」等を検討し、景観検討シートを作成する。
 - ③必要に応じて景観の予測・評価を行い、事業に反映させる。
 - ④事業完了後は、維持・管理段階の景観配慮に留意する。また必要に応じて、一定期間経過後に事後評価を行う。

3. 簡易検討事業の検討フロー

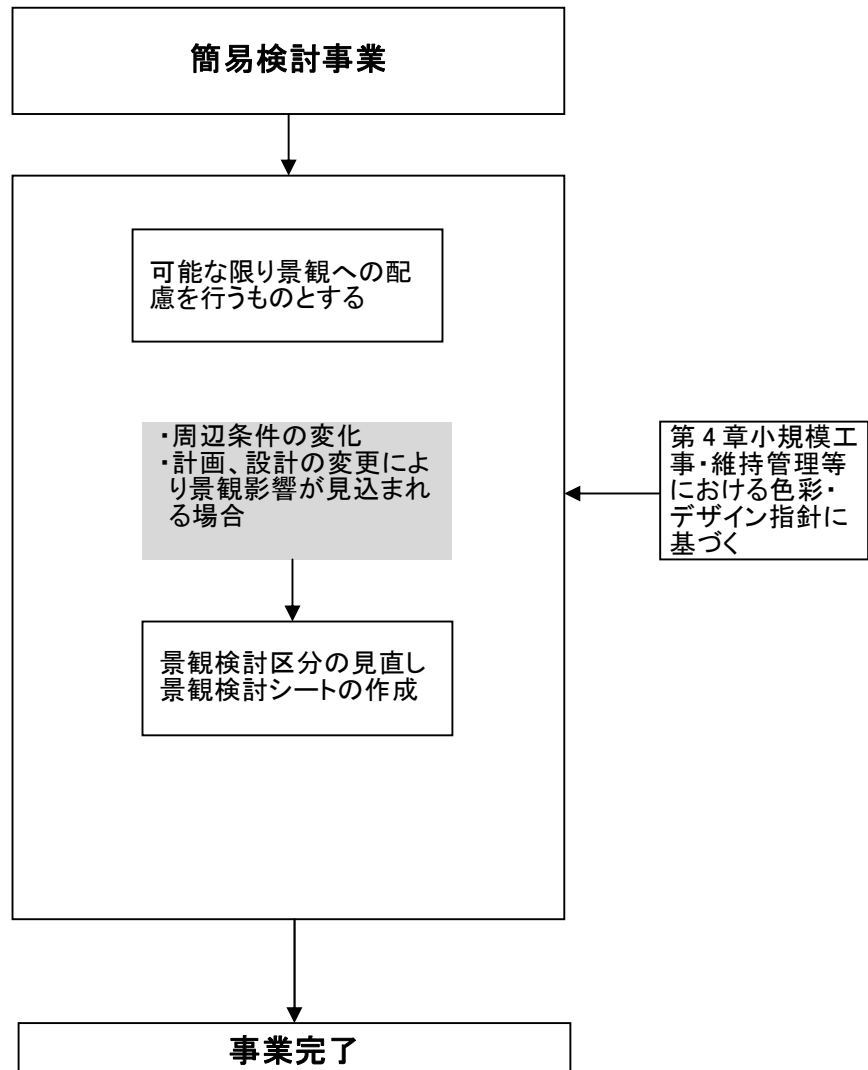
- ・簡易検討事業は、地下構造物等、通常市民の目にふれることのない事業が対象となるものであり、景観への影響は小さいと考えられるため、景観検討シートの作成は省略することができる。但し、設計時点においては、第4章を参照すること。
- ・周辺条件の変化や計画・設計の変更によって景観への影響が生ずることが見込まれるようになった場合には、景観検討区分を変更し、適切な景観検討を行うものとする。



■ ①重点検討事業における事務所等の景観検討フロー



■ ②標準検討事業における事務所等の景観検討フロー



■ ③簡易検討事業の景観検討フロー

参考2 景観検討区分チェックシートの作成例

1. 各設問の記入要領

I 事業概要

- ・各設問への記入とあわせて、事業概要を説明している資料を、提出してください。（実施計画説明資料等の既存資料で結構です。）

1. 事業種別 ・事業内容	「事業種別」は、「本編 3-3 景観検討を行う事業の実施単位」に示した表を参考に、選択してください。 「事業内容」は、事業の目的や実施地域等、詳しく記入してください。
2. 事業規模	事業化区間延長、道路幅員、建築物敷地面積等、事業の諸元を記入してください。
3. 事業段階	記入時点での事業段階を選択してください。 選択に当たって、「本編 2-2 検討開始時期」に示した「■各種事業の流れと景観検討実施のタイミング」を参照してください。
4. 工期	設計、施工の工期について、実施済みの事業については実績を記入してください。 未実施の事業については、予定を記入してください。未定の場合は、空欄で結構です。
5. 所在地	事業地域の住所を市町村名（可能なら大字程度まで）までを記入してください。

II 事業地域または周辺地域における法規制等の指定状況

- ・当該事業が、各種法規制区域等で行う事業かどうかをお答え下さい。
- ・法規制区域等にかかる部分が事業地域の一部のみであっても、「事業地域内にある」を選択してください。

III 事業地域や周辺の景観

1. 種別	事業地域及び周辺地域の景観について、地形や土地利用等を踏まえて見た場合、最も支配的であるとお考えになるものを、1つだけ選択してください。
2. 近傍の 関連事業	事業地域から見える範囲、かつ事業地域から約 500m以内で実施されている他省庁や地方公共団体の公共事業あるいは民間の大規模開発等のうち、景観に配慮している、あるいは配慮していると考えられる事業（環境影響評価の対象事業等）がある場合は、「ある」を選択し、事業名等を記入してください。

3. 配慮要素	事業地域の周辺において、当該事業の施設配置や設計、施工等にあたって配慮すべき景観要素や施設等の有無をお答え下さい。ある場合は施設名等（多数の場合は、代表的なもの数例）を記入して下さい。 なお、配慮すべき景観要素や施設は、以下を参考にご検討下さい。 自然的景観要素：山、高原、河川、湖沼、海岸等 文化的景観要素：里山風景、農山漁村景観、観光施設や景勝地、霊山等信仰対象地等 歴史的景観要素：神社仏閣等歴史的建造物、史跡、近代土木遺産、歴史的な街並み等 都市的景観要素：地域の代表的な建築物・産業施設・ランドマーク等
4. 質	事業地域のほぼ全域にわたって良好な景観が形成されている場合は「1」を、一部に良好な景観が形成されている場合は「2」を、特に良好な景観がない場合は「3」を選択してください。 「良好な景観」は、以下を参考にご検討下さい。 ・「Ⅱ」で記入いただいた、法令等に基づいて指定された地域 ・上記「3. 配慮要素」で記入いただいた「配慮すべき景観要素や施設」

Ⅳ 事業の景観的影響

1. 外部景観	外部景観とは、当該施設の外部にある視点場に立って、当該施設を含む周辺風景を見たときの景観をイメージしています。視点場の有無や位置、利用状況等を把握した上で、お答え下さい。（視点場が複数ある場合は、複数記入下さい。） なお、この場合の「視点場」とは、一般市民が立ち入り、当該施設の眺望を得ることができる場所とします。以下を参考にご検討下さい。 ・展望施設、高層建築物 ・高台等にある展望が得られる地域等 ・公園、道路等、多数の人が利用する場所
2. 内部景観	内部景観とは、一般市民が施設利用者として当該施設内の視点に立ち、当該施設を含む周辺風景を見たときの景観をイメージしています。（例：道路走行中に見える、道路を含んだ周辺景観） 施設利用者の施設内部からの視点の有無、及び施設利用の頻度や利用者数等を考慮し、お答え下さい。
3. 影響の大きさ	事業規模や事業特性等を考慮して、事業による景観影響の大きさを検討し、お答え下さい。 景観に影響を与える要素としては、以下を参考にご検討下さい。 ・盛土、切土等による地形の改変 ・構造物の設置による眺望景観の変化や分断、土地利用の変化

V 景観検討区分

1. 配慮の 必要性	Ⅱ．～Ⅳ．の記入事項を踏まえ、景観に配慮した設計が必要と思われる事項、箇所等を検討し、お答え下さい。
2. 景観検討 区分	景観検討区分の判断は、以下を参考に、各事業の特性等を考慮した上でお答え下さい。 <重点検討事業> - 以下の1～3のいずれかに該当する事業 (ただし、「簡易検討事業」に該当する場合は除く。) - 優れた景観を有する地域で行う事業 「Ⅱ 事業地域または周辺地域における法規制等の指定状況」のいずれかの指定区域等が、事業地域内にある場合 - 事業により景観に大きな影響を与えるおそれがあると判断する事業 「Ⅳ」について、 「1. 外部景観」で、「1. 日常的に見られる」 「2. 内部景観」で「1. ある」 「3. 影響の大きさ」で「1. 景観が大きく変わる見込みが強い」 の全てを満たす事業であり、かつ「Ⅲ.」の各設問から、事業地域周辺への景観配慮が重要と考えられる事業 - 事業実施を通じて良好な景観形成を行おうとする事業 - 地域の景観形成を誘導したり、良好な景観地域を結ぶ等、景観を重視した計画、設計等を行おうとする事業 <標準検討事業> - 重点検討事業及び簡易検討事業に該当しない全ての事業 <簡易検討事業> - 地下構造物等事業による周辺への景観上の影響がないか、極めて小さい事業

VI 検討体制等

・「V 2.」で重点検討事業または標準検討事業とした事業のみお答え下さい。

1. 検討体制 ・方針	景観検討体制、地方公共団体等との調整方法、住民からの意見聴取方法について、現時点でのお考えを記入してください。
2. 設計業務の 発注方式	設計段階での業務の発注方式について、発注済の事業については実績を、未発注の事業については、現時点での予定を記入してください。

2. 記入例

(様式1)景観検討区分チェックシート

黄色のセル:選択肢の中から該当するものの番号を選んで、「回答欄」にご記入ください。

緑色のセル:必要事項を記入してください。

回答する事業の数だけ、本シートをコピーしてお使い下さい。

		記入年月日	平成19年9月14日
事業名	●●自動車道 ××道路		
事務所名	●●国道事務所	作成者(連絡先)	企画課 事業景観係長 保庭正人(M85-

I 事業概要

以下の回答とあわせて、事業概要がわかる資料を提出して下さい。

1.事業種別	1. 道路 2. 河川 3. 港湾 4. 公園 5. その他	回答欄	1
事業内容	●●ICと△△を結ぶ高規格幹線道路。 地域間交流の促進、災害時の緊急輸送路の確保等を目的として整備する。		
2.事業規模	事業化区間=10.3km、幅員=22m		
3.事業段階 (現時点)	1. 構想・計画段階 2. 設計段階	回答欄	1
4.工期	設計:(予備) 平成20年4月~21年3月 (詳細) 平成21年~ 施工:未定		
5.所在地	愛知県名古屋市中区〇〇町~守山区△△町		

II 事業地域または周辺地域における法規制等の指定状況

各制度について、次から選択 1. 事業地域内にある 2. 事業地域周辺(約500m以内)にある 3. ない

1.景観法	当該地域の景観行政団体(担当窓口) 名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観 景観行政団体の景観計画策定状況 策定済み(平成19年3月)		
	景観重要公共施設、同建造物、同樹木	回答欄	3
	景観地区/準景観地区	回答欄	3
	地区計画の区域(景観法に基づく地区計画等形態 意匠条例が定められたものに限る)	回答欄	3
2.都市計画法	風致地区	回答欄	2
3.自然公園法	特別地域(国立公園、国定公園、県立自然公園)	回答欄	3
4.文化財保護法	伝統的建造物群保存地区	回答欄	3
	重要文化的景観	回答欄	3
5.都市緑地法	特別緑地保全地区	回答欄	1
6.景観条例	地方公共団体条例による指定地区	回答欄	3
7.世界遺産条約	世界遺産	回答欄	3
(1~7のいずれかが「ある・周辺にある」場合)具体的に記入 特別緑地保全地区:竜泉寺、風致地区:名古屋城			
備考:水色着色の指定地区等が「事業地域内にある」場合は重点検討事業になります。(V 2.)			

III 事業地域や周辺の景観

1.種別	1. 自然風景(山林・海岸) 2. 田園風景 3. 郊外風景(宅地) 4. 郊外風景(商工業) 5. 市街地景観 6. その他(具体的に:	回答欄	5
2.近傍の関連事業 近傍で計画・設計・施工中の公共事業について	1. ある 2. ない └(ある場合)具体的な事業名 市道■号線 事業主体 名古屋市 事業スケジュール 現在、詳細設計実施中(施工時期は不明)	回答欄	1
3.配慮要素 周辺に存在する 配慮すべき景観 要素や施設	遠景(2km以上) 1. ある 2. ない 中景(500m~2km) 1. ある 2. ない 近景(500m以内) 1. ある 2. ない (ある場合)具体的に記入 近景:竜泉寺、庄内川、中景:小幡緑地、名古屋城	回答欄	2 1 1
4.質	1. 全般的に良好な景観 2. 部分的に良好な景観 3. 特に良好な景観なし (特記事項があれば記入) 風致地区、特別緑地保全地区の区域については、緑豊かな 都市景観を形成している。その他の区域は典型的な市街地の 景観である。	回答欄	2

IV 事業の景観的影響

1.外部景観 施設外部にある 視点場	当該施設は施設外部から住民・利用者等に 1. 日常的に見られる 2. 見られることがある 3. ほとんど見られない 回答欄 1 (ある場合)視点から施設までの距離は 1. 2km以上 2. 2km～500m 3. 500m～100m 4. 100m～0m 回答欄 3、4 視点場(具体的に) 全区間、沿道の市街地や交差する道路等が視点場となる。 特に、名古屋城および竜泉寺からの眺望に留意する必要がある。 主な視点利用者 周辺住民、交差する道路の利用者、名古屋城等の観光客
2.内部景観 施設内部からの 視点	1. ある 2. ない 回答欄 1 └(ある場合)利用者等に 1. 日常的に見られる 回答欄 1 2. ほとんど見られない
3.影響の大きさ	1. 当該事業により周辺も含めた景観が大きく変わる見込みが強い 2. 当該事業により周辺も含めた景観が変わる可能性がある 回答欄 1 3. 当該事業による周辺景観への影響は小さい 理由(具体的に) ほぼ全区間、高架構造物を新設するため。

V 景観検討区分

1.配慮の必要性	当該事業に景観に配慮した設計が必要と思われる事項・箇所が 1. ある 2. ない 3. 現段階では判断できない 回答欄 1 事項又は理由(具体的に) 庄内川、竜泉寺と接する区間における、川や緑地との調和 名古屋市内の他の高架構造物のデザインとの統一感
2.景観検討区分	事務所が判断する当該事業の景観検討区分 1. 重点検討事業 2. 標準検討事業 3. 簡易検討事業 回答欄 1 回答理由(必ず記入してください) 竜泉寺特別緑地保全地区を通過する。 い) 事業規模が大きく、高架構造の為、外部からの多数の視点 場があり、都市景観上周辺に与える影響が非常に大きい。

VI 検討体制等

「V 2.」で重点検討事業または標準検討事業とした事業のみお答え下さい。

1.検討体制・方針	景観検討体制 1. 事業景観アドバイザーを含めた委員会等で検討 2. 事業景観アドバイザーの助言・指導を受け検討 3. 景観形成ガイドライン等を参考に事務所内で検討 4. その他 5. 未定 回答欄 1 (具体的に記述) ○○道路景観検討委員会を設置予定で事業景観アドバイザーの選定中 当該事業における地方公共団体等との調整方法 1. 委員会等 2. 協議の場を設置 3. 必要に応じて説明 4. 特になし 5. その他 6. 未定 回答欄 1 (具体的に記述) 委員会への県・市の参画を予定 当該事業における住民からの意見聴取方法 1. 委員会等 2. 住民ワークショップ等 3. 住民説明会 4. アンケート 5. パブリックコメント 6. 特になし 回答欄 1 7. その他 8. 未定 (具体的に記述) 委員会への住民代表の参画を予定
2.設計業務の 発注方式	予備設計: 1. プロポーザル 2. 競争入札 3. その他 4. 未定 回答欄 1 実施設計: 1. プロポーザル 2. 競争入札 3. その他 4. 未定 回答欄 4

事業地域及び周辺の景観を写した写真(画像を添付してください。)

左:春日井市から見た竜泉寺の事業予定地付近

右:風致地区に隣接して道路が通過する地点



本欄は企画部が記入します

景観検討委員会の検討結果

☐承認 承認年月日:

景観検討番号:

景観検討番号について

30-07-01-01

- 事業を分割した場合の枝番号(2桁) ※分割毎に枝番号(一〇〇)を追加
- 事務所毎の年度別事業連番号(2桁)
- 景観検討区分の承認年度(西暦下2桁)
- 事務所番号(メールアドレスの頭番号)

事務所名	番号	事務所名	番号
多治見砂防国道事務所	30	木曽下流河川事務所	61
木曽川上流河川事務所	31	紀勢国道事務所	64
越美山系砂防事務所	32	北勢国道事務所	65
岐阜国道事務所	33	天竜川上流河川事務所	70
高山国道事務所	34	飯田国道事務所	71
新丸子ダム工事事務所	35	三峰川総合開発工事事務所	72
横山ダム工事事務所	37	天竜川ダム統合管理事務所	75
静岡河川事務所	40	丸山ダム管理所	76
静岡国道事務所	41	矢作ダム管理所	78
沼津河川国道事務所	42	蓮ダム管理所	79
富士砂防事務所	43	長島ダム管理所	80
浜松河川国道事務所	44	小里川ダム管理所	81
庄内川河川事務所	50	中部技術事務所	85
豊橋河川事務所	51	名古屋港湾空港技術調査事務所	90
名古屋国道事務所	52	清水港湾事務所	91
愛知国道事務所	53	名古屋港湾事務所	92
名四国道事務所	54	三河港湾事務所	93
設楽ダム工事事務所	57	四日市港湾事務所	94
三重河川国道事務所	60		

参考3 景観検討シートの作成例

景観検討シートは、景観検討の内容や経緯等を継続的に記録していくものである。従って、当該事業にふさわしい配慮事項等を十分に検討した上で記入するものとする。

景観検討シート（様式2）	
【景観検討番号】 30-07-01 【事務所名】 ●●河川事務所 【施設名】 △△水系〇〇川 【事業種別】 河川事業（河川改修事業） 【事業名】 〇〇河川〇〇川水系河川改修事業 【個別事業名】 〇〇地区河川改修事業（H20 設計完了） ▲▲地区河川改修事業（H20 事業完了） 【事業区分】 重点検討事業 標準検討事業 【更新履歴】 平成 20 年 3 月 20 日（担当者名：〇〇課××） ・ 1～5 を新たに記入 平成 21 年 2 月 25 日（担当者名：〇〇課××） ・ 5 を加筆、6 及び 7 を新たに記入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 平成 29 年 5 月 1 日（担当者名：〇〇課△△） ・ 10-2 事後評価の結果を記入	【注】 景観検討委員会において景観検討区分の承認後、企画部より景観検討番号を発行する。 【注】 一連の事業の場合、一連事業名の後に、景観検討シートに整理する個別事業名を記載 【注】 一連の事業の場合、同じ景観方針である一覽事業のすべての個別事業名を列記し、それぞれの事業段階を（ ）で記載 【注】 該当する事業区分を選択 【注】 本シートに加筆、修正等を行うごとに、更新年月日と景観検討に主体的に携わった担当者名及び主な更新事項を記入する。
1. 事業概要 2. 景観形成にあたり配慮すべき事項 3. 景観形成の目標像 4. 景観形成に関する基本的な考え方 5. 具体的な景観整備の留意点と方針 6. 景観配慮の内容 7. 施工段階の留意点 8. 維持管理の留意点 9. 完成報告 10. 事後評価の方針と結果 11. 景観検討の体制 12. 景観検討の経緯 13. 事業の進捗状況の経緯	

2. 景観形成にあたり配慮すべき事項（構想・計画段階で記入）

【注】

既存文献や資料に基づき、とりまとめる。
景観検討区分チェックシートのⅡ、Ⅲ、Ⅳをふまえ、さらに具体的に記載すること。
配慮すべき事項が新たに見つかった場合は、追記する。

2-1 当該事業周辺の景観や土地利用状況

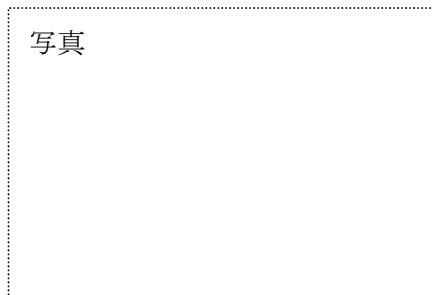
- ・××市の中心部を通過している区間では、JR××駅や××市役所、商業地域が近接している。川沿いの遊歩道は、多くの市民にウォーキング等の場として利用されている。
- ・××市△△から××郡××町の区間は、田園地帯が広がる平坦な地形であり、集落が点在している。
- ・水郷めぐりの観光船の発着場（△△橋付近）、◇◇親水公園（◇◇地区）

写真



××市中心部

写真



△△橋付近の観光船の発着場

【注】

事業周辺の景観資源や土地利用の特性について、当該事業が配慮すべき事項を記載する。具体的なイメージが伝わるよう、写真や分布図等を用いて説明する。
また、周辺地域で他の公共事業が行われており、景観形成上、連携が必要な場合は、同事業の概要を記載する。

2-2 関連する計画等

××市景観形成計画：「水辺と親しめるまちづくり」を目標の一つに掲げている。また、××橋から〇〇橋までの区間は、景観まちづくりゾーンに含まれる。

風致地区：××市△△は、風致地区に指定されている。

【注】

事業地域における法規制等の状況を記載する。
また、市町村等により景観に関する計画等が定められている場合は、記載内容のうち、地域景観の目標像や当該事業に関わりのある部分を抜粋するなどして記載する。

3. 景観形成の目標像（構想・計画段階で記入）

【注】

事業全体の景観形成に関する目標像を記載する。

「①当該事業において整備する施設や空間そのものに関する景観形成の目標像」と、「②施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係を包括した景観形成の目標像」の視点から検討する。

本項は、基本的には事業の途中で変更しないが、事業内容の変更など合理的な理由が発生した場合は修正を行う。

田園風景や街並みと人々の暮らしが調和する〇〇川

【解説】

- ・ 田園地帯と河川、あるいは市街地と河川の連続性を確保し、田園風景や街並みと河川空間が一体となって良好な景観を形成する。
- ・ 市民や観光客の利用に配慮し、地域の象徴的な河川空間の形成を図る。

【注】

目指すべき景観をわかりやすくキャッチフレーズとして表現するだけでなく、具体的な景観が伝わるような文章で解説・捕捉しておくことが望ましい。

市町村等により、当該地域の景観形成の目標等が定められている場合には、この目標等との整合性に配慮する必要がある。

4. 景観形成に関する基本的な考え方（構想・計画段階で記入）

【注】

事業の全ての段階にわたって継承することを前提とした、景観形成に関する基本的な考え方や方向性を記載する。

計画や設計段階で具体的な景観デザインを行うための適度なしぼりとなるよう留意する。

「3. 景観形成の目標像」と同様に、基本的には事業の途中で変更しないが、事業内容の変更など合理的な理由が発生した場合は修正を行う。

4-1 当該施設や空間自体の景観配慮の考え方

- ・ 沿川のまちづくりの動向（計画や事業）を踏まえながら検討する。
- ・ 地域特有の景観を損なわないようなデザインを検討する。
- ・ 堤防から高水敷、水面にいたるなめらかに連続するアースデザインを行う。
- ・ 明治時代に造られた△△堰（△△地区）を保存する。

【注】

「整備する施設や空間自体のデザインのコンセプト」及び「周辺の景観等との関係の中で当該事業のデザインをどのように配慮するか」という視点から、基本的な考え方を記載する。

具体的な記載項目例

- ・ 工区、区間等の連続性
- ・ 外部からの当該施設や空間の眺め
- ・ 当該施設や空間からの周辺への眺め
- ・ 自然景観や歴史文化的景観

4-2 自然環境との調和の考え方

- ・ 生態系に配慮した、自然豊かな河川空間を形成する。

【注】

自然環境を極力保全しつつ、当該事業との調和を図るための考え方等を記載する。

4-3 住民等の利用を考慮した整備の考え方

- ・ 市街地内を流れる区間では、親水性の高い水辺空間整備を行う。
- ・ 中心市街地から階段護岸へのアクセスが容易になるよう留意する。

【注】

施設や空間の利用のされ方に関する考え方を記載する。

4-4 関係自治体等に伝えるべき考え方

- ・ 当該区間に架かる他の管理主体の橋梁については、新設や維持管理、補修等の際に、河川空間との一体的な景観形成がなされるよう、協議を行う。
- ・ 河川景観の向上のため、沿川の市街地における建築物の高さ規制等の対策が望まれる。
- ・ 中心市街地から階段護岸へのアクセスが容易になるよう留意する。

【注】

周辺地域と一体となって良好な景観形成を図るため、関係自治体等に伝えるべき考え方や要望などを記入する。

4-5 その他

5. 具体的な景観整備の留意点と方針（計画段階、設計段階で記入）

【注】

設計にあたり留意すべき事項や、デザインの方針を記載する。
計画段階から設計段階への事業の進捗に伴って、検討可能な範囲や熟度が向上するため、本項目はこまめに修正、加筆等を行い、徐々に具体性の高い記載となるよう留意する。

5-1 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方

【具体的方針】

項目	区分	具体的方針
堤防	形状	・周辺の市街地や田園風景に配慮し、できるだけ圧迫感を与えないような形状や色彩を採用する。 ・密集市街地に隣接している区間では、コンクリート壁による圧迫感を軽減するため、傾斜壁構造とする。
	配置	・治水安全度を確保しつつ、近接家屋等への影響が生じない位置に堤防法線を計画する。
高水敷	規模	・水辺の歩行空間を確保するために、連続した4m程度以上の平場を設置する。
	形状	・水辺の緑の連続性を確保するとともに、単調な線形とならないように水際の多様性を確保する。 ・水際は蛇籠護岸により、水生生物の生息環境の影響低減を図る。
	配置	・安全性と快適性を備えた水辺の歩行空間を確保する。 ・全区間にわたって、右岸側に幅1.5mの遊歩道を設置する。

【注】

施設ごとに、規模、形状、配置などの視点から景観整備の方針を検討する。

【評価の項目・尺度】（標準検討事業では必要に応じて記入）

項目	区分	評価尺度
堤防	形状	・水辺の利用者に圧迫感を与えていないか ・堤防の高さ、水辺の歩行者空間の大きさ等のバランスはよいのか
	配置	・騒音・振動等の問題が生じないか ・近隣家屋に圧迫感を与えていないか
高水敷	規模	・水辺の歩行者空間としての安全性・快適性を備えているか
	形状	・水際の多様性が確保できたか ・堤防から高水敷、水面への連続性が確保されているか ・地域の生態系の特性を考慮に入れた配慮がなされているか
	配置	・歩行者や自転車など利用形態を想定した遊歩道の評価 ・遊歩道からの河川や周辺の眺めの評価 ・利用者にとっての居心地よさの評価

【注】

重点検討事業では、「具体的方針」に沿って設計を行う際の「評価の項目・尺度」及び「予測・評価手法」を記載する。（標準検討事業では必要に応じて記載する。）

「具体的方針」で項目を分けて記載した場合は、当該項目との対応がわかるように記載すること。

【予測・評価手法】（標準検討事業では必要に応じて記入）

項目	区分	予測・評価手法
堤防	形状	・イメージスケッチやCGにより、見え方の確認・予測を行う。 ・景観の専門家を交えた検討委員会で評価する。
	配置	・施工性を考慮した堤防構造を検討する。 ・近隣家屋の住民の意見を反映する。
高水敷	規模	・利用者の安全性・快適性について、既往事例等をもとに分析する。 ・市民代表を交えた検討委員会で評価する。
	形状	・生態系の専門家にヒアリングを行い、評価する。
	配置	・CG、簡易VRにより、遊歩道からの景観を確認する。

5-2 細部設計、材料等選定の考え方

【具体的方針】

項目	区分	具体的方針
堤防	植栽	・周辺の植生に配慮した緑化を行う。（田園地域）
	表面処理	・堤防壁面や歩道部分の舗装は、周囲の市街地との連続性を持たせた修景等を行う。 ・市街地部分のコンクリート壁は白色度を抑え、原則として付加的な装飾は行わない。
高水敷	植栽	・もともと河川敷に育っていた樹木は極力保存する。 ・樹高5m以上の樹木は全て保存する。 ・新規植栽は、河川敷にもともと見られる樹種（○○ヤナギ等）を選定する。
	アースデザイン	・地形に微妙な高低差をつける、既存樹木を残すなど、自然に近い状態にする。
	歩道	・高水敷内の歩行空間は、人工物を原則として配置しない。

【注】

施設ごとに、植栽、材料、色彩などの視点から景観整備の方針を検討する。

【評価の項目・尺度】（標準検討事業では必要に応じて記入）

項目	区分	評価尺度
堤防	植栽	・周辺地域との一体感が出ているか ・地域の生態系への影響がないか
	表面処理	・色彩、質感等に関する、周囲の市街地や田園風景との一体感があるか
高水敷	植栽	・在来種を使用しているか ・周辺からの高水敷内の眺めを考慮に入れた高木の配置となっているか
	アースデザイン	・利用者にとって適度な地形の変化があるか ・もともとの河川敷の形状と整合性があるか
	歩道	・利用者の安全性、快適性は確保されているか

【予測・評価手法】（標準検討事業では必要に応じて記入）

項目	区分	予測・評価手法
堤防	植栽、表面処理	・ 専門家へのヒアリングを行う。 ・ 施工時に、植栽の位置や材料の見え方等を、現場で確認する。
高水敷	植栽、アースデザイン	・ 模型により、細部の勾配や見え方等の検討を行う。
	歩道	・ 住民参加のワークショップにより、具体的な材料等を検討する。 ・ 住民や関連自治体との意見交換により、デザインを評価する。

5-3 コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方**【具体的方針】**

- ・ 高水敷については、可能な限り、現場にある材料等を活用
- ・ 堤防の修景については、デザインとコストのバランスについて自治体と協議

【評価の項目・尺度】（標準検討事業では必要に応じて記入）

- ・ 上記の景観整備方針等に著しい不合理が生じないか。

【予測・評価手法】（標準検討事業では必要に応じて記入）

- ・ 事業目的や効果と照らして、コストの妥当性を判断

5-4 その他

6. 景観配慮の内容（設計段階、施工段階で記入）

【注】

重点検討事業では、「5. 具体的な景観整備の留意点と方針」に沿って景観の予測・評価を行い、その結果を設計に反映する必要がある。また、標準検討事業でも、「5.」に沿って、景観に配慮した設計を行う必要がある。

本項では、このような景観配慮の内容を記載することにより、「5.」の内容と実際の設計との整合がとれているか確認する。「このため、「5.」の記載事項に対応してどのように設計したかがわかるように記載する。

また、景観の予測・評価を行った場合は、その内容についても記載する。

6-1 施設や空間の規模・形状・配置等の設定

- ・水際部のヨシ群落を保存しつつ、遊歩道の整備計画を作成した。
- ・水際部の護岸は半練りの石積みを採用する。



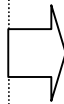
半練石積のイメージ

遊歩道整備計画（図）

- ・近隣家屋に配慮した堤防の形状、配置

堤防の現況（図）

C G（図）

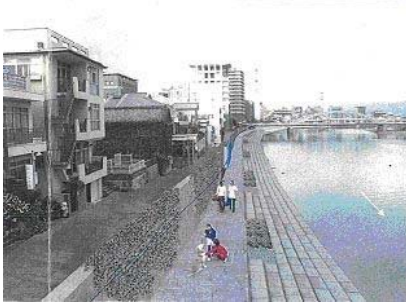


【注】

C Gや模型等を作成した場合は、これらを活用して視覚的にわかりやすく示す。

6-2 細部設計、材料等選定

- ・ツタ類や植栽ポット等により、堤体構造への影響を回避しながら緑化する。



堤体の緑化イメージ

- ・パラペット壁面に縦長の凸面を作ることによって分節化し、単調な壁面にリズム感を与える。
- ・低水護岸の一部に、水際植生の導入スペースを確保する。



堤体の緑化と、低水護岸への植生の導入イメージ

- ・河川敷内の高木○本を現状のまま保存。

整備計画と保存する樹木位置図

6-3 コスト縮減、費用対効果を考慮した整備

- ・護岸の石材は、上流の浚渫工事で発生したものを使用する。

6-4 その他

7. 施工段階の留意点（設計段階、施工段階で記入）

【注】

着実に施工段階で景観配慮が実施されるために、施工段階への
申し送り事項や、景観配慮の内容を記載する。

参考：施工段階の配慮

土木事業においては、施工時の材料選定や現場での判断等、施工段階で決定する事項も多く、これらが最終的な公共施設や空間のデザインに大きな影響を及ぼすことになる。設計段階までの景観検討の成果を施工段階に着実に引き継ぎ、一貫性のあるデザインを実現するためには、施工段階における景観への配慮が極めて重要である。

（１）それまでの景観検討の経緯を踏まえる

施工時の担当職員は、それまでの当該事業の景観検討シートに記載された内容を十分に理解するとともに、施工段階におけるデザインの変更は原則として避けるべきである。

また、施工段階でデザインを変更せざるを得ない場合は、それまでの景観検討の経緯を十分に理解したうえで判断を行わなければならない。特に、事業景観アドバイザー等からの助言を過去に得ているデザインを変更する場合には、改めて相談するなどの対応が必要である。

（２）現場に立って考える

整備する施設等のスケール感や周辺景観との調和などを、常に現場に立って考えることが重要である。また、現場の状況が設計段階から大きく変化していた場合などは、改めて景観に関する検討を行うなどの適切な対応が望ましい。

（３）各種景観形成ガイドラインを参考にする

施工時の留意事項についても、「付録２」に示すように、各種景観形成ガイドラインを参考にすること。

7-1 設計段階での申し送り事項（設計段階で記入）

- ・定期的に、事業景観アドバイザーに現地立会いを求め、助言を受ける。
- ・植栽の配置やアースデザインは、周辺の視点場や河川敷内からの眺めに配慮して微調整する。
- ・材料の決定に当たっては、極力、現場での確認を行うようにする。

【注】

設計段階までに検討した景観形成の考え方を、施工段階に確実に引き継ぐために、具体的な行動や留意点を記載する。また、細部のデザインなど、設計段階で確定できない部分について、施工段階でどのように検討していくべきか留意点を記載する。

7-2 施工時の景観配慮の内容（施工段階で記入）

- ・遊歩道の舗装には〇〇（△△社製）を採用

【注】

特殊な材料等を使用した場合は記録する。

- ・地元の強い要望を受けて、事業景観アドバイザーに相談の上で、××区間のみ当初予定のヤナギを変更し、桜並木を植栽した。

〇〇橋からの眺めに配慮して
高木植栽位置を変更（写真）

××区間の桜並木（写真）

【注】

施工時に、現場で判断して配慮した内容を記録する。また、可能な限り、景観配慮事項が理解できるような写真等を添付する。なお、設計内容から大きな変更を行う場合は、各種景観形成ガイドラインを参考にするとともに、専門家に相談するなど、慎重な判断が求められる。

8. 維持管理の留意点（設計段階、施工段階で記入）**【注】**

設計段階や施工段階の景観配慮を受けて、適切な維持管理にも留意する必要がある。そのため、本項では維持管理における留意事項を記載する。

- ・ 遊歩道については、破損箇所や著しい汚れ、劣化等がないか適宜点検を行う。
- ・ 高水敷の遊歩道の周囲は、地域住民と連携して定期的に除草等の維持管理を行う。
- ・ ××市や地域団体等から、河川敷における自然観察や水遊び等のイベント開催の意向があれば、積極的に協力を行う。

【注】

整備を行った施設や空間が良好な景観を形成し、維持していくために、維持管理段階で必要な取り組みや留意事項等があれば記載する。

9. 完成報告（事業完了時に記入）

【注】

事業完了時に、整備した施設や空間の状況を確認する。
記載にあたっては、以下の視点から写真等を撮影して、視覚的に
わかりやすく記録する。

記載の視点

- ・施設自体のデザイン
- ・外部からの当該施設や空間の眺め
- ・当該施設や空間からの周辺への眺め

【事業完了年月日】 平成●年●月●日

【完成状況】

施設の外観：

整備した河川敷では、ウォーキング等を行う市民が多く見られる。

事業前（写真）

完了時（写真）

〇〇地区の河川敷

外部からの施設の眺め：

検討案（CG）

完了時（写真）

××市役所屋上から見た〇〇川

【注】

事業前の写真や設計時に作成したCG等と、完了時の写
真を並べて掲載することが考えられる。

10. 事後評価の方針と結果（設計段階、施工段階で記入）

重点検討事業のみ記入（標準検討事業は必要に応じて記入）

【注】

重点検討事業では、事業により形成された景観について事後評価を実施する。
このため、事後評価を実施する時期や評価手法等について記載する。
なお、本項の記入にあたっては、「中部地方整備局における景観整備の事後評価ガイドライン（案）」を参照することができる。

10-1 事後評価の方針（設計段階、施工段階で記入）

【実施時期】

事業完了後、5年程度後

【注】

事後評価が確実に実施されるよう、設計段階、施工段階あるいは事業完了時に、事後評価の実施時期を明記することが望ましい。

【景観整備方針の実施に関する事後評価】

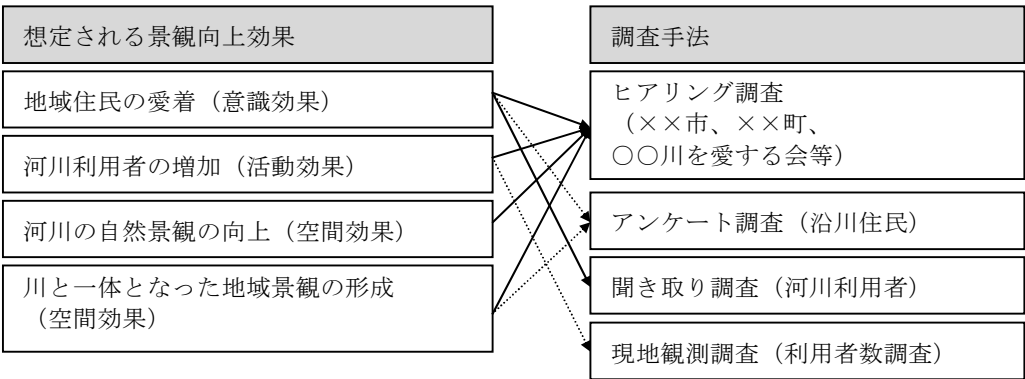
景観整備方針の内容と事後評価時の現地状況を照らし合わせて評価する。

評価は、事業景観アドバイザーの立ち会いの下で実施する。

【注】

「4. 景観形成に関する基本的な考え方」や「5. 具体的な景観整備の留意点と方針」の記載内容に照らして、特に事後評価において重視すべき項目があれば記載しておく。
また、事業景観アドバイザーや委員会などの参画についても記載することが望ましい。

【景観向上効果に関する事後評価】



【注】

景観整備によって期待される景観向上効果を抽出するとともに、実施を想定する調査手法の概要を記述する。

10-2 事後評価の結果

【評価結果】

【注】
「10-1 事後評価の方針」を踏まえて、適切なタイミングで事後評価を実施する。

【景観整備方針の実施に関する評価】

総合評価	須津川の自然石を利用し、溪谷景観へのえん堤の収面への苔の繁茂などが進み、景観整備方針の個々の意図が実現し、溪谷景観ともよく調和している。	【注】 「10-1 事後評価の方針」に記載した評価方針を踏まえて評価を行う。	みたときの景観や自然石表待できる。れており、
------	--	---	------------------------

具体的な景観整備の方針		事後評価の結果
施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方	・低ダム群とする。	・全て堤高 8m 以下であり、林道から見ても圧迫感はない。
	・堆砂区域上流では河道修正を行い、空間利用に供する。	・若干の河道修正が行われた程度であり、自然的な河川景観や親水性は保全されている。
	・下流水路の護岸は、自然転石を適切な形に配置することによって、親水空間としての溪流を演出する。また、人工造園計画的な転石配置は行わない。	・自然石により整備されており、親水性の高い空間が形成されている。
細部設計、材料等選定の考え方	・現地自然石を利用する。	・現地自然石が採取されている。
	・化粧型枠を使用する。	・擁壁部分は自然石を模した化粧型枠が採用されている。
	・主ダム、副ダム間の側壁法面は自然復元のための植栽を行う。	・外来種対策のため積極的な植栽は行われていないが、自然に植物が侵入し、緑化が進んでいる。
	・ダム袖は植栽によって視覚上隠ぺいし、良好な自然景観を阻害しないよう配慮する。	・ダム袖への植栽はされておらず、林道からは各えん堤がよく視認される。
コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方	・現地採取の自然石を利用することにより、材料費、残土処理費を抑制する。	・現地自然石が採用されている。

設計段階における完成イメージ	完成後状況写真
	

【注】

「10-1 事後評価の方針」に記載した評価方針を踏まえて評価を行う。

【景観向上効果に関する評価】

総括評価	来訪者や住民等による護岸の景観整備への評価は高く、川原町の景観整備と一体となって、魅力的な地域づくりに寄与している。 地域全体で、利用の増加や、景観に関連した住民の取組の活性化が確認された。歴史的な街並み景観に合った改装を行った建築物も多い。また、川原町では、商店の増加が確認され、徐々にではあるが地域全体の活性化の効果も得られている。
------	--

確認された景観向上効果		関連する調査結果
意識効果	・地域住民の長良川への愛着や親しみの向上	・重量感のある玉石積のイメージは、地域に安心感となっている。 ・護岸整備に対する地域からの異論はない ●当該河川整備に対する地域住民の高い認知 ●「魅力」や「親しみ・愛着」を感じる人が8割超 ●7割が、護岸付近の風景がよくなったと回答
	・川原町の観光客の満足度の向上	・観光客から、整備前よりも良くなったとの評価
	・鵜飼観光客の満足度の向上	
活動効果	・川原町一帯の観光客の増加	○休日を中心に観光客の利用
	・地域住民の護岸利用の増加	・川原町の街並みと川沿いの道との回遊ルートが完成 ・早朝を中心に、ウォーキングの人を見かける
	・護岸での滞在時間や自然とのふれあい利用の増加	○休日を中心に、ジョギングや散策利用 ●地域住民の4割超が、週1回以上護岸を利用 ●川原町在住者では、散歩、自然観察、清掃等の利用が増えた人がそれぞれ2割程度に対し、減った人はいない
	・護岸を歩く観光客の増加	・鵜飼のシーズンオフでも土日を中心に観光客が増加 ○冬至のイベントの開催
	・鵜飼観光のオフシーズンの護岸利用増加	●利用者は、地域住民と観光客がほぼ半々 ●来訪者では、利用頻度が増えた人が2割に対し、減った人はいない
空間効果	・川原町一帯の古い建築物の保存、復元や景観に配慮した建物の改修等	・歴史的な街並み景観に合った改装を行った建築物もある ・川原町地区の修景整備や右岸の長良川プロムナード整備と関連しながら景観配慮を実施 ・鵜飼待合所、鵜飼事務所、公衆トイレの修景整備も同時期に実施 ●自宅や店舗など景観配慮を7件実施
波及効果	・川原町一帯の商業の活性化	・店舗の冬季営業や、新規開業などが相次いでいる
	・鵜飼観光の活性化	・鵜飼観光客は、平成21年度は20年度よりやや減少したが、悪天候や不況の影響などを考慮すると、実質的には減少していない
	・地域のまちづくり活動の活性化	・川原町まちづくり会では、整備に合わせて町を紹介するマップを作製 ●景観整備をきっかけとして花を飾ったり、清掃を行うようになった世帯が3割程度 ・川原町広場でフリーマーケットを開催

・：ヒアリング調査の結果、●：アンケート調査の結果、○：現地観測調査の結果

【改善措置】

- ・これまでの維持管理を引き続き行う。



【注】

必要に応じて改善措置を検討して記載する。

11. 景観検討の体制

重点検討事業のみ記入（標準検討事業は必要に応じて記入）

【注】

重点検討事業では、景観検討の体制を構築する必要がある。ある程度の期間にわたって体制を維持しつつ、事業の進捗に応じて変化させていくことになる。

本項には景観検討の体制の概要を記入し、体制の変化があった場合には新たな体制を追記する。

■〇〇川景観検討委員会（平成 18 年●月～20 年 3 月）で検討

【事業景観アドバイザー】

〇〇 〇〇 〇〇大学教授
 〇〇 〇〇 △大学大学院教授
 〇〇 〇〇 △大学大学院教授
 〇〇 〇〇 〇〇大学教授
 〇〇 〇〇 △大学大学院教授

【関係自治体】

××県××市 〇〇課
 ××県××郡××町 〇〇課

【注】

関係自治体との調整があった場合は、必ず記入する。

■平成 20 年 4 月以降

- ・事業景観アドバイザー（〇〇 〇〇 △大学大学院教授）に引き続き、定期的に助言いただく体制とする。
- ・景観形成上の課題に応じて、その他の事業景観アドバイザーにも適宜ヒアリングを行う。
- ・関係自治体とは、設計業務の発注時などにあわせて、適宜、協議を行うものとする。

【注】

体制に変化があった場合には、新たな体制を追記する。

12. 景観検討の経緯

【注】

委員会、景観施策アドバイザーへのヒアリング、住民やNPO等の意見の聴取、地方公共団体との協議など、景観検討の経緯を一貫して記録に残すため、時系列的に検討の経緯を記載する。事業の進捗に応じて、検討内容を追記していく。
なお、本項での記載は、会議等の名称、開催年月日、主な検討項目等にとどめる。詳細な検討内容については、議事録等を作成して、本シートとともに保管する。

12-1 景観法第16条第5項に基づく通知等

〇〇地区築堤（L＝〇m）について、景観行政団体（××市）に通知

（平成20年〇月〇日）

××市からの回答（平成20年〇月〇日）、××市との協議（平成20年〇月〇日）

12-2 その他、景観検討の経緯

【平成18年度】

第1回委員会（平成18年〇月〇日）

- ・趣旨説明、現地視察

第2回委員会（平成19年〇月〇日）

- ・景観整備方針について

住民ワークショップ（平成19年〇月〇日）

- ・堤防整備、遊歩道整備について、自治体、住民参加でワークショップを開催

【平成19年度】

第3回委員会（平成19年〇月〇日）

- ・景観整備方針について

第4回委員会（平成20年〇月〇日）

- ・設計段階以降の景観検討について

【平成20年度以降】

事業景観アドバイザーヒアリング

（平成20年11月〇日）〇〇教授：現地視察及び意見聴取

（平成21年6月〇日）〇〇教授：現地視察及び意見聴取

（平成22年10月〇日）〇〇教授：維持管理のあり方について意見聴取

関連自治体との協議

（平成21年〇月〇日）××県××市 〇〇課

（平成21年〇月〇日）××県××郡××町 〇〇課

【注】

景観計画区域における事業では、設計案がある程度固まった時点で、景観計画及び景観条例に基づき、必要に応じて景観行政団体に通知する。
ここでは、通知した事業区間等や年月日、景観行政団体からの回答や協議の年月日、概要等を記載する。

【注】

関係自治体との調整があった場合は、必ず記入する。

13. 事業の進捗状況の経緯

【注】

事業の進捗状況の経緯を一貫して記録するため、設計や工事等の発注案件名と電子納品番号、工期、発注先の業者名・管理技術者名・景観担当者技術者名を記載する。

【注】

個別事業毎に事業の進捗状況を記載する。

〇〇〇地区築堤

概略調査（平成 16 年～18 年 3 月、電子納品番号：……）

発注先：(株)〇〇コンサルタント

管理技術者：〇〇×× 景観検討担当者：△△□□

〇〇区間予備設計（平成 18 年 4 月～19 年 3 月、電子納品番号：……）

発注先：(株)〇〇コンサルタント

管理技術者：〇〇×× 景観検討担当者：△△□□

〇〇地区築堤詳細設計（平成 20 年 4 月～21 年 3 月、電子納品番号：……）

発注先：××エンジニアリング(株)

管理技術者：〇〇□□ 景観検討担当者：××△△

▲▲▲築堤

概略調査（平成 16 年～18 年 3 月、電子納品番号：……）

発注先：(株)〇〇コンサルタント

管理技術者：〇〇×× 景観検討担当者：△△□□

▲▲区間予備設計（平成 18 年 4 月～19 年 3 月、電子納品番号：……）

発注先：(株)〇〇コンサルタント

管理技術者：〇〇×× 景観検討担当者：△△□□

▲▲地区築堤詳細設計（平成 20 年 4 月～21 年 3 月、電子納品番号：……）

発注先：××エンジニアリング(株)

管理技術者：〇〇□□ 景観検討担当者：××△△

参考 4 様式集

(様式1)景観検討区分チェックシート

黄色のセル:選択肢の中から該当するものの番号を選んで、「回答欄」にご記入ください。

緑色のセル:必要事項を記入してください。

回答する事業の数だけ、本シートをコピーしてお使い下さい。

		記入年月日	平成	年	月	日
事業名						
事務所名			作成者(連絡先)			

I 事業概要

以下の回答とあわせて、事業概要がわかる資料を提出して下さい。

1.事業種別	1. 道路 2. 河川 3. 港湾 4. 公園 5. その他	回答欄
事業内容	(例:道路改築(4車バイパス))	
2.事業規模	(例:L=〇. 〇km, W=〇〇. 〇m, A=〇〇m ²)	
3.事業段階 (現時点)	1. 構想・計画段階 2. 設計段階	回答欄
4.工期(予定)	設計:(予備) 年 月～ 年 月(詳細) 年 月～ 年 月 施工: 年 月～ 年 月	
5.所在地	県 市町村	

II 事業地域または周辺地域における法規制等の指定状況

各制度について、次から選択 1. 事業地域内にある 2. 事業地域周辺(約500m以内)にある 3. ない

1.景観法	当該地域の景観行政団体(担当窓口)	
	景観行政団体の景観計画策定状況	
	景観重要公共施設、同建造物、同樹木	回答欄
	景観地区/準景観地区	回答欄
	地区計画の区域(景観法に基づく地区計画等形態 意匠条例が定められたものに限る)	回答欄
2.都市計画法	風致地区	回答欄
3.自然公園法	特別地域(国立公園、国定公園、県立自然公園)	回答欄
4.文化財保護法	伝統的建造物群保存地区	回答欄
	重要文化的景観	回答欄
5.都市緑地法	特別緑地保全地区	回答欄
6.景観条例	地方公共団体条例による指定地区	回答欄
7.世界遺産条約	世界遺産	回答欄
(1～7のいずれかが「ある・周辺にある」場合)具体的に記入		
備考:水色着色の指定地区等が「事業地域内にある」場合は重点検討事業になります。(V 2.)		

III 事業地域や周辺の景観

1.種別	1. 自然風景(山林・海岸) 2. 田園風景 3. 郊外風景(宅地) 4. 郊外風景(商工業) 5. 市街地景観 6. その他(具体的に:	回答欄
2.近傍の関連事業 近傍で計画・設計・施工中の公共事業について	1. ある 2. ない └(ある場合)具体的な事業名 事業主体 事業スケジュール	回答欄
3.配慮要素 周辺に存在する 配慮すべき景観 要素や施設	遠景(2km以上) 1. ある 2. ない 中景(500m～2km) 1. ある 2. ない 近景(500m以内) 1. ある 2. ない (ある場合)具体的に記入	回答欄 回答欄 回答欄
4.質	1. 全般的に良好な景観 2. 部分的に良好な景観 3. 特に良好な景観なし (特記事項があれば記入)	回答欄

IV 事業の景観的影響

1.外部景観 施設外部にある 視点場	当該施設は施設外部から住民・利用者等に		
	1. 日常的に見られる 2. 見られることがある 3. ほとんど見られない		回答欄
	(ある場合)視点から施設までの距離は		
	1. 2km以上 2. 2km～500m 3. 500m～100m 4. 100m～0m		回答欄
	視点(具体的に) 主な視点利用者		
2.内部景観 施設内部からの 視点	1. ある 2. ない		回答欄
	└(ある場合)利用者等に		1. 日常的に見られる 2. ほとんど見られない 回答欄
3.影響の大きさ	1. 当該事業により周辺も含めた景観が大きく変わる見込みが強い 2. 当該事業により周辺も含めた景観が変わる可能性がある 3. 当該事業による周辺景観への影響は小さい		回答欄
	理由(具体的に)		

V 景観検討区分

1.配慮の必要性	当該事業に景観に配慮した設計が必要と思われる事項・箇所が		
	1. ある 2. ない 3. 現段階では判断できない		回答欄
	事項又は理由(具体的に)		
2.景観検討区分	事務所が判断する当該事業の景観検討区分		
	1. 重点検討事業 2. 標準検討事業 3. 簡易検討事業		回答欄
	回答理由(必ず記入してください)		

VI 検討体制等

「V 2.」で重点検討事業または標準検討事業とした事業のみお答え下さい。

1.検討体制・方針	景観検討体制			
	1. 事業景観アドバイザーを含めた委員会等で検討 2. 事業景観アドバイザーの助言・指導を受け検討 3. 景観形成ガイドライン等を参考に事務所内で検討 4. その他 5. 未定			回答欄
	(具体的に記述)			
	当該事業における地方公共団体等との調整方法			
	1. 委員会等 2. 協議の場を設置 3. 必要に応じて説明 4. 特になし 5. その他 6. 未定			回答欄
	(具体的に記述)			
	当該事業における住民からの意見聴取方法			
2.設計業務の 発注方式	1. 委員会等 2. 住民ワークショップ等 3. 住民説明会 4. アンケート 5. パブリックコメント 6. 特になし 7. その他 8. 未定			回答欄
	(具体的に記述)			
	予備設計: 1. プロポーザル 2. 競争入札 3. その他 4. 未定			回答欄
	実施設計: 1. プロポーザル 2. 競争入札 3. その他 4. 未定			回答欄

事業地域及び周辺の景観を写した写真(画像を添付してください。)

本欄は企画部が記入します

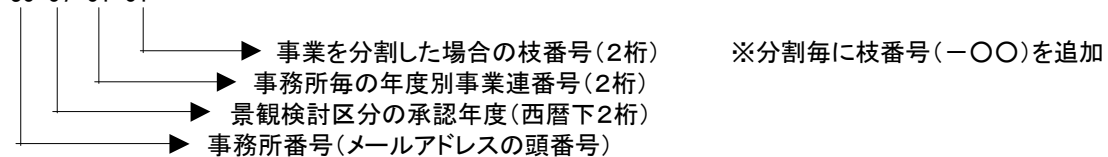
景観検討委員会の検討結果

☐承認 承認年月日:

景観検討番号:

景観検討番号について

30-07-01-01



事務所名	番号	事務所名	番号
多治見砂防国道事務所	30	木曽下流河川事務所	61
木曽川上流河川事務所	31	紀勢国道事務所	64
越美山系砂防事務所	32	北勢国道事務所	65
岐阜国道事務所	33	天竜川上流河川事務所	70
高山国道事務所	34	飯田国道事務所	71
新丸子ダム工事事務所	35	三峰川総合開発工事事務所	72
横山ダム工事事務所	37	天竜川ダム統合管理事務所	75
静岡河川事務所	40	丸山ダム管理所	76
静岡国道事務所	41	矢作ダム管理所	78
沼津河川国道事務所	42	蓮ダム管理所	79
富士砂防事務所	43	長島ダム管理所	80
浜松河川国道事務所	44	小里川ダム管理所	81
庄内川河川事務所	50	中部技術事務所	85
豊橋河川事務所	51	名古屋港湾空港技術調査事務所	90
名古屋国道事務所	52	清水港湾事務所	91
愛知国道事務所	53	名古屋港湾事務所	92
名四国道事務所	54	三河港湾事務所	93
設楽ダム工事事務所	57	四日市港湾事務所	94
三重河川国道事務所	60		

(様式2) 景観検討シート

景観検討シート (様式2)

【景観検討番号】

【事務所名】

【施設名】

【事業種別】

【事業名】

【事業区分】 重点検討事業 標準検討事業

【更新履歴】

1. 事業概要
2. 景観形成にあたり配慮すべき事項
3. 景観形成の目標像
4. 景観形成に関する基本的な考え方
5. 具体的な景観整備の留意点と方針
6. 景観配慮の内容
7. 施工段階の留意点
8. 維持管理の留意点
9. 完成報告
10. 事後評価の方針と結果
11. 景観検討の体制
12. 景観検討の経緯
13. 事業の進捗状況の経緯

1. 事業概要 (構想・計画段階で記入)

2. 景観形成にあたり配慮すべき事項（構想・計画段階で記入）

2-1 当該事業周辺の景観や土地利用状況

2-2 関連する計画等

3. 景観形成の目標像（構想・計画段階で記入）

4. 景観形成に関する基本的な考え方（構想・計画段階で記入）

4-1 当該施設や空間自体の景観配慮の考え方

4-2 自然環境との調和の考え方

4-3 住民等の利用を考慮した整備の考え方

4-4 関係自治体等に伝えるべき考え方

4-5 その他

5. 具体的な景観整備の留意点と方針（計画段階、設計段階で記入） 5-1 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方 【具体的方針】 【評価の項目・尺度】（標準検討事業では必要に応じて記入） 【予測・評価手法】（標準検討事業では必要に応じて記入）
5-2 細部設計、材料等選定の考え方 【具体的方針】 【評価の項目・尺度】（標準検討事業では必要に応じて記入） 【予測・評価手法】（標準検討事業では必要に応じて記入）
5-3 コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方 【具体的方針】 【評価の項目・尺度】（標準検討事業では必要に応じて記入） 【予測・評価手法】（標準検討事業では必要に応じて記入）
5-4 その他

6. 景観配慮の内容（設計段階、施工段階で記入）

6-1 施設や空間の規模・形状・配置等の設定

6-2 細部設計、材料等選定

6-3 コスト縮減、費用対効果を考慮した整備

6-4 その他

7. 施工段階の留意点（設計段階、施工段階で記入）

7-1 設計段階での申し送り事項（設計段階で記入）

7-2 施工時の景観配慮の内容（施工段階で記入）

8. 維持管理の留意点（設計段階、施工段階で記入）

9. 完成報告（事業完了時に記入）

【事業完了年月日】

【完成状況】

10. 事後評価の方針と結果（設計段階、施工段階で記入）

重点検討事業のみ記入（標準検討事業は必要に応じて記入）

10-1 事後評価の方針（設計段階、施工段階で記入）

【実施時期】

【評価項目と手法】

10-2 事後評価の結果

【評価結果】

【改善措置】

11. 景観検討の体制

重点検討事業のみ記入（標準検討事業は必要に応じて記入）

12. 景観検討の経緯

12-1 景観法第16条第5項に基づく通知等

12-2 その他、景観検討の経緯

13. 事業の進捗状況の経緯

付録1 「未来を拓く中部の景観づくり」のポイント

平成19年4月に、中部地方整備局景観アドバイザー会議からの提言「未来を拓く中部の景観づくり」が取りまとめられた。この提言では、中部地方の特性を活かした景観づくりの基本理念を設定し、社会資本整備に求められる視点が提示されている。

中部の景観づくりにおける基本理念

自然・歴史・文化を大切に 中部の魅力の継承と創造

社会資本整備における景観づくりの視点

あるべきものを あるべきところに あるべきすがたで

① あるべきものを = ニーズの必然性

- 地域ニーズ ……〈地域が何を必要としているか把握する〉
- 愛着の醸成 ……〈地域に愛されるものを一緒に考える〉
- 未来性 ……〈地域の変化と周到な未来予測をする〉

② あるべきところに = 場所的な必然性

- 風土性 ……〈地域の風土、地形、植生を活かす〉
- スケール感 ……〈空間における相対的な大きさを吟味する〉
- 暮らしと営み ……〈地域の暮らし、伝統、慣習、技術、素材を活かす〉

③ あるべきすがたで = 機能と形態の必然性

- 機能性 ……〈機能と構造とを深く追求し、形態を洗練させる〉
- 持続性 ……〈経年変化を十分考慮する〉
- トータルデザイン ……〈周辺景観等との全体調和を図る〉

付録2 景観形成ガイドラインの概要

景観検討の実施にあたっては、事業種ごとに作成されている各種景観形成ガイドラインを参考にすること。次ページ以降に、これらに示されている「景観検討における考え方・留意点」に関する事項を抜粋して示す。詳細は、景観形成ガイドラインの本編を参照されたい。

■景観形成ガイドライン

名称	発行
道路デザイン指針（案）	平成 17 年 4 月 国土交通省道路局
景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン	平成 16 年 3 月 国土交通省道路局
河川景観ガイドライン 「河川景観の形成と保全の考え方」	平成 18 年 10 月 国土交通省河川局
美しい山河を守る災害復旧基本方針	平成 26 年 3 月 国土交通省河川局
海岸景観形成ガイドライン	平成 18 年 1 月 国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局・水産庁
砂防関係事業における景観形成ガイドライン	平成 19 年 2 月 国土交通省砂防部
港湾景観形成ガイドライン	平成 17 年 3 月 国土交通省港湾局
航路標識整備事業景観形成ガイドライン	平成 16 年 3 月 海上保安庁交通部
景観形成ガイドライン 「都市整備に関する事業」	平成 23 年 6 月 国土交通省都市・地域整備局
住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン	平成 17 年 3 月 国土交通省住宅局
官庁営繕事業における景観形成ガイドライン	平成 24 年 3 月 国土交通省大臣官房 官庁営繕部

■ 景観検討における考え方・留意点リスト（1/9）

事業種別の配慮事項（各種景観形成ガイドラインより整理）

事業段階				
全般		構想・計画	設計・施工	維持管理
景観形成ガイドライン	＜道路デザインの目的＞ ・道路外にいる人が、道路を含めた景観を見たとき、美しいと感じることができる。(外部景観) ・道路を通行している人が、道路周辺の美しい景観を感じることができる。(内部景観1) ・道路を通行している人が、沿道の建物や道路構造物等を美しいと感じることができる。(内部景観2)	＜線形の配慮＞ ・のり面を縮小する。 ・自然改変量を減らす。 ・集落等から道路が目立たない。 ・地域の景観資源の消失を回避する。 ・地域の歴史的建築物、文化遺産等の景観を阻害しない。 ・農村部では、田園の区画形態に倣った線形を検討する。 ・走行中に地形の展開が意識できるような線形を検討する。 ＜外部景観（道路外から見た道路を含んだ地域の景観）＞ ・外から見て、道路が周囲の地形等と調和した良好な景観を形成する。 ・道路が地域景観を分断しない。 ・周辺の景観特性に応じて、トンネル、橋梁、高架構造を採用する。 ・主要な視点場からの水景等の眺望を、道路が阻害しない。 ＜内部景観1（道路から見た周辺の自然景観）＞ ・道路周辺の広がりのある景観を見通せるような道路構造とする。 ・走行中に景観資源を楽しめるようなデザインとする。 ・地域の名山等ランドマークを、道路から見られるようにする。 ・水辺が見られるなど、周辺景観が良好な位置に休憩ポイントを設置する。 ・斜面部分では、上下線分離による眺望確保を検討する。 ・水辺を、道路から見られるようにする。	＜一貫性＞ ・構想・計画時からの景観形成に関する一貫した考え方を継承する。 ・構想・計画段階からの現場条件の変化に対応する。 ＜空間的な一体感＞ ・区間や構造物等が一体感を持つものとして調和するよう配慮する。 ＜線形の微調整＞ ・線形の微調整によるのり面の回避、縮小、既存樹林の保全等を図る。 ・安易に植栽で対応するのではなく、既存樹林、樹木等の保全、活用を検討する。 ＜のり面の処理＞ ・のり面の自然復元、アースデザインを行い、自然地形との連続性を確保する。 ・周囲に水景等の景観資源がある場合は、のり面に景観資源と調和するアースデザインを採用する。 ・のり面の表面処理では、自然の遷移による自然復元を視野に入れて行う。 ＜外部景観（道路外から見た道路を含んだ地域の景観）＞ ・周辺地域の自然や構造物の色彩との調和や一貫したコンセプトによる色彩設計を行う。 ＜内部景観1（道路から見た周辺の自然景観）＞ ・走行中に、変化のあるシークエンス景観を得られるよう、擁壁等に配慮する。	・整備時の景観整備方針を継承する。 ・点検、掃除等の実施により、良好な景観を維持する。 ・維持管理のガイドラインを策定する。 ・沿道住民や道路利用者との協働による維持管理の手法を設定する。 ・維持管理の協力団体への支援を行う。 ・植栽の適切な剪定、更新等の管理を行う。 ・樹木の生長等により眺望が阻害された場合は、伐採の検討を行う。 ・工事用道路や仮設構造物は、施工が終了次第、速やかに復旧する。

■ 景観検討における考え方・留意点リスト (2/9)

景観形成ガイドライン	事業段階		
	全般	構想・計画	設計・施工
道路 (2/2)		＜内部景観2（道路から見た道路自体や町並みの景観）＞ ・沿道の街並み等、地域資源を考慮する。 ・屈折部の修景や直線道路の突き当りにアイストップを位置づけるなどの配慮を行う。 ・地域景観と道路構造物を調和させる。 ・沿道の歴史的建造物を保全、活用する。 ・沿道建物や看板のコントロール等による一体的な景観整備を行う。	設計・施工 ＜内部景観2（道路から見た道路自体や町並みの景観）＞ ・トンネル、擁壁等、構造物の形態や表面処理は、道路周囲と調和するよう配慮する。 ・沿道植樹帯の確保等により、遮音壁等の出現を予防する。 ・植栽は、周囲の街並みと調和させる。 ・舗装材の色彩等について、周囲の景観に配慮する。 ・交差点は、沿道の要素を含めた全体の調和に留意する。 ・立体交差は、シンブルな構造とする。 ・休憩ポイント、シンブルで全体として調和のとれたデザインとする。 ・車道と沿道とは、環境施設帯を設置するなどにより遮蔽を確保する。 ・遮音壁は、圧迫感等を生じさせないよう配慮する。 ・付加的で過剰なデザインを行わない。 ＜仮設構造物等＞ ・施工時の仮設構造物による景観変化を低減するための配慮を行う。 ・工事用道路等による景観影響の低減に配慮する。 ＜橋梁、高架橋＞ ・それ自体の美しさを重要視する。 ・周辺景観の中におさまり、溶け込むデザインとする。 ・過剰な装飾をさけた、シンブルなデザインとする。 ・地形や植生の変化を最小化する。 ・沿道住民への圧迫感、違和感等を回避するデザインとする。 ＜トンネル等＞ ・坑口は、特に周辺景観との調和に配慮する。 ・坑口は圧迫感のない形状とする。 ・外部の視点場から、トンネルや掘割道路の存在を感じさせないデザインとする。

■ 景観検討における考え方・留意点リスト (3/9)

景観形成ガイドライン	事業段階			維持管理
	全般	構想・計画	設計・施工	
道路 (防護柵)		＜防護柵に係るマスタープランの策定＞ ・防護柵を含めた道路全体に係る景観マスタープラン等を策定することが望ましい ＜マスタープランに基づく防護柵の選定＞ ・マスタープランにおいて定められた景観的な配慮方針を踏まえ、設置可能な防護柵について代替案を含めて検討し、設置を行う具体の防護柵を選定する。 ・防護柵や代替施設の検討においては、その種類、形状、色彩の比較に加えて、維持管理の容易性やライフサイクルコスト等についても検討することが必要である。 ・なお、既に景観に配慮した防護柵の整備が進んでいる場合には、他区間においても防護柵の統一性、連続性を図るために、原則として景観に配慮した既設の防護柵と同一の防護柵を選定することが基本である。 ＜防護柵設置の判断と対応＞ ・防護柵の本来的な役割が必要とされない場所には、防護柵を設置しないことが基本である。 ・防護柵を景観に優れた他の施設で代替することが適切な場合には、それらを用いることが基本である。 ・道路の新設時、改築時において道路構造を検討する際には、安全性や経済性の検討に加えて、景観的配慮を行うことが基本である。	＜形状＞ ・防護柵は、構造的・機能的に必要な最低限の部材で構成されたシンプルな形状であることが基本である。 ・地域イメージの直接的な表現(地域の特産物を表現したレリーフの設置や絵を描くこと)をはじめとする付加的な装飾は、避けることが基本である。 ・主に自然景観や田園景観が広がっている地域において、周辺への眺望を確保する必要がある場合には、透過性の高い形式とすることが基本である。 ・主に橋梁部や中央分離帯に設置されるコンクリート製の壁型剛性防護柵は、必要に応じて、コンクリート壁面の存在感を低減させる工夫を行うことが望ましい。 ・歩道が設置される道路では、防護柵が歩行者の間近に存在すること、また歩行者が防護柵に直接触れることに対する配慮を行うことが基本である。 ・温もりを感じたいような地域や、木造の歴史的建造物の周辺、木造の伝統建築物が集積している街並み、緑の多い地域などにおいては、木製の防護柵を用いることも考えられる。 ＜色彩＞ ・鋼製防護柵については、周辺景観の中で防護柵が必要以上に目立たない塗装色を選定することが原則である ・防護柵が橋梁等の構造物に設置され、かつ当該構造物を眺める主要な視点が道路外部にある場合には、当該構造物を構成する部位(橋桁等)の色彩と防護柵の色彩との調和にも配慮することが基本である。 ＜防護柵の統一と他施設との調和＞ ・短い区間内や狭い範囲内における多種の防護柵の設置は避けることが基本である。 ・同じ区間において、車両用防護柵と歩行者自転車用柵の色彩に関係性を持たせることが基本である。 ・道路管理者間の協議を十分に行い、防護柵の統一を図る、あるいは形状・色彩に関連性を持たせてデザイン的な基調を揃えることが基本である。 ・防護柵自体の統一を図るのみならず、他の道路付属物や道路占用物との調和を図ることを基本とする。 ＜視線誘導への配慮＞ ・防護柵については、地域特性に応じた景観への配慮を行い適切な色彩、形状を採用し、視線誘導については、視線誘導標等の他の手段により確保することを基本とする。 ・視覚障害者の誘導について配慮する必要がある場合は、関係者の意見を踏まえ、視覚障害者誘導用ブロックの設置等適切な措置を講じることを基本とする。	＜維持管理を考えた防護柵の設置＞ ・防護柵に使用される各種の素材は、それぞれの素材の特性を有しており、それらの特性を考慮した適切な維持管理を行うことが基本である。 ・破損時等における部材取替えの容易性は、更新範囲や更新に要する時間、ひいてはコストにも影響することから、防護柵を選定する際に十分考慮することが基本である。 ＜破損時等における適切な修繕・更新＞ ・良好な道路景観形成を図っていくうえでは、防護柵の破損や老朽化にあわせて適切な修繕・更新を行っていくことが基本である。

■ 景観検討における考え方・留意点リスト（4/9）

景観形成ガイドライン	事業段階			
	全般	構想・計画	設計・施工	維持管理
河川	・河川デザインの心得＜風景の成り立ちを読む。・自然を基調とする。・微地形や水の流れを尊重する。・水や物質の循環をかたちづくる。・変化を許容する。・治水、利水のシステムを支える。・地域の歴史、風土に根ざしたものとす。・暮らしの中に水を意識する。	・過去の良好な景観を紐解く。・河川周辺の公園等、河川と連携できる施設を見つめる。・河川空間を立体的に捉えてデザインを行う。・空間の連続や分節が適度にバランスするようデザインを行う。・自然の営みによる河川空間の形態を活かしたデザインを行う。・人々の活動のしやすさ、居心地のよさ、動線等を考慮したデザインを行う。・河川本来の自然の姿を考える。・都市計画と連携をはかる。・都市空間の魅力の向上に資する。・構造物の特徴を活かして、魅力的な河川景観の形成をはかる。	・風土にあった色彩や素材を用いたデザインを行う。・都市の河川や水路等は、周辺の都市空間の多様な表情に合わせてデザインを行う。・周辺の建築物との調和をはかる。・堰やダム、閘門等の構造物は、河川景観の中のシンボリックな役割を果たすものとして、周辺景観との調和に配慮する。・堤防、水門、護岸等の景観要素は、施設の特性に応じた配慮を行う。	・実施した内容が目的に沿っていたか検証する。・時間と共に劣化していないか検証する。
災害復旧（河川）	・現地調査を十分に行い、被災原因を究明する。・河道特性を踏まえ、被災原因を除去できる必要最小限の復旧工法とする。・従前から有している河川環境の保全に配慮する。・多自然川づくりの考え方に基づく復旧とする。	・河川環境・特性、設計流速、復旧工法の情報を整理し、災害復旧を進める。	・河岸・水際部、法覆工、基礎工～覆土・寄せ石、淵・河畔樹木などの保全、需要種に対する特別な配慮、等に留意する。	

■ 景観検討における考え方・留意点リスト (5/9)

景観形成ガイドライン	事業段階			維持管理
	全般	構想・計画	設計・施工	
海岸	・ 自然環境基盤、生態環境、生活環境の3つの視座によって、望ましい海岸のあり方を考える。 ・ 海岸保全施設が主役とならないように配慮する。 ・ 内部景観と外部景観の双方から景観検討を行う。 ・ 海岸のもつ「静」と「動」の両面を想定した検討を行う。 ・ 海岸や周辺地域の自然特性、地形を尊重する。 ・ 海岸と人々の歴史、文化を反映させる。	・ 海岸地形や周囲の特徴的な山等の地域景観を喪失、阻害しない。 ・ 海岸地形や周囲の特徴的な山等の地域景観を、海岸の景観の魅力として活かす。 ・ 自然な汀線形状を形成する。 ・ 海岸へのアクセスのあり方を検討する。 ・ 背後地域や隣接地域との空間的、視覚的一体性を確保する。 ・ 施設や構造物は、自然地形に違和感なく納まるようにする。	＜一貫性＞ ・ 基本方針、コンセプトを踏まえて、全体としてまとまりのある空間、景観形成を図るように設計する。 ＜海岸地形への配慮＞ ・ 海岸の整備では、自然の営力が生み出す微地形や植生の変化を尊重する。 ・ 海岸の個性を特徴付けている汀線形状を尊重し、事業による汀線形状の変化を回避する。 ＜構造物のデザインについての具体的な配慮事項＞ ・ 海岸堤防や護岸といった構造物の存在が、海岸景観に圧迫感や違和感、視覚的な分断等を起こさないよう配慮する。 ・ 景観影響を抑えるような構造や材料等を用いるよう配慮する。 ・ 離岸堤は、水平線への見通しをなるべく阻害しないよう天端高をおさえる。 ・ 突堤、ヘッドランドは、構造物の天端高や素材、形状に留意。施設と海面や砂浜が滑らかにすりつくよう配慮する。 ・ 海岸林や緑地、植栽は、適切な緑量、密度、樹種を選択する。	

■ 景観検討における考え方・留意点リスト (6/9)

景観形成ガイドライン	事業段階			維持管理
	全般	構想・計画	設計・施工	
海岸 (続き)			・施設は、海岸景観に目立たず収まるよう、形態、材料、色彩等に配慮する。 ・オブジェ、壁面、娯楽施設の設置等は、海岸整備での採用は慎重に行う。 <施工段階> ・設計段階までの検討事項を、一貫して反映されるよう留意する。 ・デザイン監理、適切なフォロー体制を構築する。	
砂防	・構造物や周辺環境の、長期間の変化を見据えた景観形成を行う。 ・地域の個性を踏まえたデザインを行う。 ・砂防機能が感じ取れるようなデザインを行う。 ・機能的で無駄のないデザインを行う。 ・周辺環境に違和感なく存在するような施設配置、規模とする。	<計画段階> ・地形の特徴に適した施設の規模、配置とする。 ・複数の施設を設置する場合は、施設配置に規則性を持たせる。 ・施設と背景が、構図として美しく、安心感を与えるレイアウトとなるよう留意する。 ・大規模堰堤ではなく、小規模堰堤を複数設置することも検討する。 ・施設が外から見えにくい工種を選択する。 ・樹木、岩など景観資源の改変を回避、最小化する工種を選択する。	<設計段階> ・構造物の輪郭線と背景のスカイライン等を馴染ませる。 ・植栽により、施設と周囲の自然景観の連続性を保つ。 ・壁面の分割、形態上の凹凸等により、景観上の単調さを回避したり、流水の表情を演出したりする。 ・安心感を与える形状、材料を採用する。 ・表面の着色ではなく、材料の持っている特色を活かす工夫をする。 <施工段階> ・周辺地形や樹木など周辺環境への影響の最小化を図る。 ・設計段階までの景観検討を的確に反映できるよう、丁寧に施工する。	・時間経過に伴う構造物の見え方をモニタリングする。 ・周辺土地利用の変化に伴う砂防施設を含んだ景観をモニタリングする。 ・景観に関する社会的ニーズの変化に配慮する。
港湾	・緑化等、居心地を良くするための施設等の修景を行う。 ・電線類の地中化を行う。 ・周囲に優れた視対象が存在するにも関わらず視点が不足している場合は、新たな視点場の創造を検討する。 ・視対象が不足している場合は、施設等を視対象として位置づけることを検討する。 ・歴史的施設等は、修景により景観資源として活用する。	<一貫性> ・景観形成の意図（目標像・方針）を、設計、施工まで適切に反映させる。 <デザイン上の配慮> ・施設、構造物の位置、高さ、形態、色彩等の改善を図る。 ・周辺と調和の取れた素材等の利用による景観形成に努める。	・清掃、美化を適切に実施する。 ・塗装等、定期的メンテナンスを実施する。 ・放置等禁止区域を指定するなど、利用に伴う景観阻害の発生を防ぐ。	

■ 景観検討における考え方・留意点リスト (7/9)

事業段階			
全般	構想・計画	設計・施工	維持管理
景観形成ガイドライン	・ 航路標識等の設置、運用に係る形態、色彩、高さ等についての基準及び慣行を遵守し、航路標識等の機能を確保する。 ・ 地域の既存の計画との調和、強調を図ることによる景観形成に配慮する。		
都市整備（土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業）	・ 対象地や周辺における各種の民間事業との整合を図る。 ・ 街路や公園等の公共空間と、周辺の民有空間との調和や整合を図る。 ・ 当該地域の景観の個性を保全、活用する。 ・ 地域固有の地割り、町割り等、街の成り立ちや履歴を尊重する。 ・ 地域固有の建築様式や、地場の材料を活用する。 ・ 周辺の土地利用や景観の変化を見据えたデザインとする。 ・ 経年変化による効果（エイジング効果）を想定したデザインとする。 ＜市街地再開発事業＞ ・ 地形や水辺、植生等の自然環境を活かす。 ・ 歴史的なまちの遺構を活かし、質を高める。 ・ 主要な視点場からのパノラマ景観へ配慮する。 ＜土地区画整理事業＞ ・ 守るべき歴史的要素や自然要素を把握し、住民等による景観の共通認識として整理する。 ・ 事業完了後のまちの姿について、地権者間で立体的な空間イメージを共有する。 ＜街路事業＞ ・ 視点を意識して、街路自体と周辺景観との調和に留意する。 ・ 沿道の一体的な景観整備を働きかける。 ・ 街路の特性に基づき景観的な一貫性を保持する。 ・ 公共空間として控えめて洗練された街路景観を創出する。	＜一貫性＞ ・ 目標像、基本的考え方、具体的方針等を適切に継承する。 ・ 景観整備方針を施工へ適切に反映させる。 ・ エイジング効果を想定した検討を行う。 ・ 仮設構造物について、景観への配慮を行う。 ＜市街地再開発事業＞ ・ 街並みの中での建築物の基本的な形態・ボリュームを検討する。 ・ 周辺道路からの見え方に配慮する。 ・ 通りの雰囲気をつくる低層部のあり方に留意する。 ・ 建築物の各部の形、ファサードは、街並みや周辺の自然環境との調和に配慮する。 ・ 施設建築物の周囲のオープンスペースは、魅力的な都市空間となるように配慮する。 ・ バルコニー、屋外階段、擁壁、駐車場、照明等の設備についても、街並みとの調和に配慮する。 ・ 色彩や材料は、街並みの中で違和感のないように留意する。 と ・ 素材や植栽等について、経年変化を踏まえた検討を行う。 ・ 無秩序な広告物によって街並みや風景が破壊されないよう配慮する。 ＜土地区画整理事業＞ ・ 計画段階のイメージと整合しているか確認する。 ＜街路事業＞ ・ 街路と沿道が一体となった空間となるよう、道路構造物や舗装等は沿道と調和したシンフルなデザインとする。 ・ 街路に相應しい緑化の姿を見定めて、効果的な緑化のための植栽基盤を設置する。 ・ 道路占用物件の設置は、景観を阻害することが多いため、十分留意する。	・ 管理者へ、景観形成方針や設計の意図等を引き継ぐ。 ・ 管理に関する事項を取りまとめた手引書を作成する。 ・ 地域住民や景観整備機構等との連携、協働による維持管理を検討する。 ・ 修景、緑化、美化等にかかわる住民等へ、支援を行う。 ＜土地区画整理事業＞ ・ まちの維持管理に関する住民等と行政の役割分担を明確にする。 ・ 住民参加型の維持管理体制のあり方を検討する。

■ 景観検討における考え方・留意点リスト (8/9)

景観形成ガイドライン	事業段階		
	全般	構想・計画	設計・施工 維持管理
都市整備（土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業） (続き)		・付加的で過剰なデザインを排除する。 ・都市の成り立ちや履歴を尊重する。 ・街路の格（大通り、細街路、表通り、横丁等）を踏まえた景観設計を行う。 <下水道事業> ・下水道処理等は、施設空間を利用した公園・ビオトープ整備などを行うことによって、水と緑の空間を形成する。 ・地域の特徴を踏まえて、水処理施設等の構造物の景観配慮を行う。 ・雨水幹線等は、開渠化や複断面化によるせせらぎ整備など、水と緑の空間として再構築することも考えられる。 <都市公園事業> ・都市公園に求められる多様な機能と景観形成との調和を図る。 ・都市公園の立地条件に応じ、地域の特徴を活かした景観形成に資する。 ・都市公園が設置される目的を踏まえ、文化的・歴史的資源などが活かされるよう適切な景観形成を図る。 ・都市全体の景観形成の視点から、周辺景観との連続性等に留意する。 ・地域の特徴や四季の変化等を活かして、都市公園の魅力的な内部景観を形成する。 ・樹木の生長など時間経過に伴う変化を考慮した景観形成を行う。	

■ 景観検討における考え方・留意点リスト (9/9)

景観形成ガイドライン	事業段階		
	全般	構想・計画	設計・施工 維持管理
住宅・建築物等整備	・地形や気候等に適した建築物とする。 ・地域の歴史や文化を活かす。 ・地域固有の建築の様式や工法、素材、仕上げ等を考慮する。 ・時間の経過とともに美しく味わいある景観となるような材料、工法等を選択する。 ・地域の自然や街並みの色彩を考慮する。 ・積極的な緑化により潤いのある景観を形成する。 ・オープンスペースをデザインする。 ・景観上重要な視点場からの美しい景観を阻害しないよう配慮する。 ・沿道景観に配慮したファサードや外構等のデザインを行う。 ・夜間景観に配慮した照明デザインを行う。 ・人々の就業、買い物等の活動空間と調和するデザインを行う。 ・修繕、改修においても景観に配慮する。 ・複数の建築物群の一体性や連続性に配慮する。		
官庁営繕	・周辺の歴史、文化、風土に配慮した素材、工法、構法等により、地域の街並みとの調和を図る。 ・歴史的建築物、まちなみの持つ歴史・文化等を尊重する。 ・上位計画、関連計画及び都市計画との整合及び調整を図る。 ・地域振興に配慮し、地域の核として地域の賑わいを創出する。他施設との連携により、相乗効果または機能補完を十分に発揮する。 ・周辺の自然環境との調和を図り、またはその地域、地区の良好な景観形成を積極的にリードする。 ・地形の改変を最小限にとどめ、生態系の保全を図る。 ・立地がもつ自然の特性を活かし、良好な環境の保全、創出を図る。 ・周辺の都市環境との調和を図り、またはその地域、地区の良好な都市景観形成を積極的にリードする。 ・建物配置の工夫または植栽の移植などにより、既存樹木等の植栽を保存する。 ・緑の再生により、開発等にあって一時的に減少する緑の質と量を確保する。 ・建築物の外壁面、屋上、建築物の外都空間廻り、困障、人工地盤面等の緑化について検討する。また、緑化の効果を最大に発揮しうる植栽の選択、配置を行う。 ・水を用いた空間は、人々に潤いと安らぎを与えるよう演出する。		

付録3 法規制等の指定状況について

景観検討の実施にあたり、特に景観検討区分の設定の際には、事業実施地域における各種法規制等の指定状況を把握する必要がある。

1. 景観法

(1) 概要

●景観行政団体

- ・地域における景観行政を担う主体
- ・都道府県、政令市及び中核市は、景観行政団体となる。その他の市町村は、都道府県との協議を行い、同意を得た場合は景観行政となることができる。

●景観計画

- ・景観行政団体が定める計画で、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める。

●景観重要公共施設

- ・景観計画には、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等のうち、良好な景観の形成に重要なものの整備に関する事項と、これらの占用等の許可の基準を定めることができる。
- ・当該景観重要公共施設の管理者と協議し、同意の下に、その整備に関する事項及び占用等の許可の基準が景観計画に定められる。

●景観重要建造物

- ・地域の景観上重要な建造物について指定し、地域の景観づくりの核として維持、保全、継承が図られるものである。

●景観重要樹木

- ・地域の景観のシンボルとして親しまれている巨木など、地域の良好な景観形成を推進する上で重要な樹木について指定される。

●景観地区

- ・都市計画区域または準都市計画区域内の土地の区域について、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として定める地区
- ・景観地区では、良好な景観形成のために必要な様々な事項を、総合的かつ横断的に規制誘導を行うことが可能となる。

●準景観地区

- ・都市計画区域または準都市計画区域外の景観計画区域について、相当数の建築物の建築

が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るため、準景観地区を指定することができる。

- ・景観地区に準じた規制を行うことが可能

●地区計画等の区域

- ・市町村において景観法第76条第1項に基づく条例が定められている場合、同条例に基づく地区計画等の区域が該当する。

(2) 情報の入手先

- ・国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室ホームページ
(<http://www.mlit.go.jp/toshi/keikanhou.html>)
- ・最新情報及び指定区域の範囲等については、当該地域の市町村（または県）の景観担当部局にお問い合わせ下さい。

2. 都市計画法

(1) 概要

●風致地区

- ・都市における風致（自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観）を維持するために定められる地域地区
- ・地方公共団体の条例で、建築物の建築等に対する規制が行われる。

(2) 情報の入手先

- ・国土交通省都市局公園緑地・景観課ホームページ
(<http://www.mlit.go.jp/crd/city/park/toshiryokuchi/index.html>)
- ・指定地区の範囲については、都市計画図（地域制図）等に記載されています。
- ・最新情報については、当該地域の市町村（または県）の都市計画担当部局にお問い合わせください。

3. 自然公園法

(1) 概要

●国立公園

- ・我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地（海中の景観地を含む。）
- ・環境大臣が指定する。

●国定公園

- ・国立公園の景観に準ずる傑出した自然の大風景であること
- ・都道府県の申し出により、環境大臣が指定する。

●県立自然公園

- ・都道府県の風景を代表する傑出した自然の風景
- ・都道府県の条例に基づき、都道府県知事が指定する。

(2) 情報の入手先

- ・各種自然公園（国立公園、国定公園及び県立自然公園）の特別地域の区域については、各県から発行されている土地利用規制図を参照することができます。
- ・最新情報については、各県の自然環境担当部局にお問い合わせ下さい。

4. 文化財保護法

(1) 概要

●伝統的建造物群保存地区

- ・都市計画区域または準都市計画区域内において、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために定められた地区
- ・市町村が決定し、保存条例に基づき保存計画を定める。(重要伝統的建造物群保存地区は、国が市町村からの申出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断したもの。)

●重要文化的景観

- ・景観計画区域または景観地区内にある文化的景観であつて、都道府県または市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なもの
- ・文部科学大臣が選定する。

(2) 情報の入手先

- ・文化庁ホームページ 「文化財」 コーナー
(<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai>)
- ・最新情報については、当該地域の市町村（または県）の文化財担当部局（教育委員会）にお問い合わせ下さい。

5. 都市緑地法

(1) 概要

●特別緑地保全地区

- ・都市計画区域内の緑地であって、市街地及び周辺地域に存するものについて指定される地域地区。建築物の建築等の行為は現状凍結的に制限される。
- ・面積 10ha 未満のものは市町村が決定する。

(2) 情報の入手先

- ・国土交通省都市・地域整備局公園緑地課ホームページ
(<http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/houritsu/ryokuchi/>)
- ・最新情報及び指定範囲については、当該地域の市町村（または県）の緑地担当部局にお問い合わせください。

6. 景観条例

(1) 概要

●地方公共団体の条例により定められた指定地区

- ・地方公共団体により独自の景観条例が制定され、地区指定を行って景観形成に関する規制を行っている場合、当該地区が該当する。

(2) 情報の入手先

- ・最新情報及び指定地区の範囲については、対象地域の市町村（または県）の景観担当部局にお問い合わせ下さい。

7. 世界遺産条約

(1) 概要

●世界遺産

- ・世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づいて登録された、顕著で普遍的な価値のある文化遺産や自然遺産

(2) 情報の入手先

- ・公益社団法人日本ユネスコ協会連盟ホームページ
(<http://www.unesco.or.jp/isan/about/>)

付録4 国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）

第1章 目的

- (1) 景観に配慮した社会資本整備により形成される良質な公共空間は、地域の価値を向上させ、地域住民に精神的な豊かさをもたらすとともに、後世における資産となるべきものである。
- (2) 社会資本整備に当たっては、良好な景観の保全、地域の潜在的価値発掘による魅力ある景観形成、また、それら保全・形成された景観の継承のために、事業者、地方公共団体、住民、学識経験者等の景観保全・形成（以下、「景観形成」という）に携わる関係者が協力することが不可欠である。そのためには、景観形成に携わる関係者が互いに共通の認識に立つことができるように、できるだけ客観的、論理的に景観に関する評価を行う必要がある。
- (3) 本基本方針（案）は、国土交通省所管の公共事業において、適切な景観評価を含む景観検討を実施するため、当該事業の影響が及ぶ地域住民その他関係者（以下、「住民等」という）や学識経験者等の意見を聴取しつつ事業を実施するための手順と体制を定めるものである。

第2章 定義

- (1) 本基本方針（案）において「景観検討」とは、事業の構想・計画・設計段階における景観整備の方針の策定、景観の予測と評価、その結果を踏まえた計画・設計案への反映、施工段階における景観整備の方針に則した事業の実施及び維持・管理段階における景観の保全並びに事業完了後の事後評価による改善方策の検討や類似事業、景観検討手法への反映をいう。
- (2) 本基本方針（案）において「景観検討区分」とは、事業ごとの景観上の重要性に応じて適切な景観検討を行うために設定する計画・設計等における景観検討の程度を指す。
- (3) 本基本方針（案）において「整備局等」とは地方整備局、北海道開発局、および沖縄総合事務局を指す。「企画部」とは地方整備局企画部、北海道開発局開発監理部、沖縄総合事務局開発建設部を指す。また、「事務所等」とは各事業を実施する整備局等における担当部または事務所を指す。
- (4) 本基本方針（案）において「事業景観アドバイザー」とは、整備局等管内における景観形成の方向性等に関して指導・助言を受けるために整備局等企画部が任命した者をいう。また「事業景観アドバイザー」とは、本基本方針（案）に基づいて実施する事業において、計画・設計に関する景観上の助言を受けるために事務所等が任命した者をいう。
- (5) 「景観ガイドライン等」とは、次のものを指す。
 - ・「官庁営繕事業における景観形成ガイドライン」
 - ・景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」（案）
 - ・河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」
 - ・砂防関係事業における景観形成ガイドライン
 - ・「海岸景観形成ガイドライン」
 - ・道路デザイン指針（案）
 - ・「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン」
 - ・「港湾景観形成ガイドライン」
 - ・「航路標識整備事業景観形成ガイドライン」
 - ・その他地方公共団体等が作成した景観計画、景観形成に関するガイドライン・指針等

第3章 基本方針（案）の位置づけ

- (1) 本基本方針（案）は、国土交通省が所管する公共事業における景観検討の基本的な枠組みを示すものである。
- (2) 整備局等は、本基本方針（案）を踏まえ、必要に応じて実施要領等を策定し、景観検討を行うことができる。

第4章 対象とする事業と検討実施主体

4-1 対象事業と景観検討区分

- (1)国土交通省所管公共事業のうちの直轄事業を対象とする。ただし災害復旧^{※1}については、事業の緊急性等に応じて柔軟な景観検討を行うことができるものとする。なお、整備局等以外が実施する直轄事業については、各事業の特性を踏まえつつ、本基本方針（案）を勘案し対応することとする。

※1 災害復旧に係る事業においては、時間的な制約等から十分な景観検討を行うことが難しいことが多いが、事業によって地域景観の骨格に大きな影響を与える場合が多いことから、災害の可能性のある社会基盤の管理者は、常日頃から計画的な景観調査を行い、景観形成の方向性等について検討し、事業に反映できるようにしておくことが大切である。

- (2)本基本方針（案）の対象事業の景観検討区分は、重点検討事業、一般検討事業、検討対象外事業の3種類とする。対象事業に関する景観検討区分の分類は、事務所等が企画部と調整の上原案を作成し、必要に応じ企画部が事業景観アドバイザーの意見を聞いた上で景観評価委員会（第7章(2)a、b参照）において決定する。分類の判断にあたっては、必要に応じて地方公共団体等の意見を聴取することができる。

- (3)重点検討事業は、以下のいずれかに該当する事業とする。

- a) 優れた景観を有する^{※2}地域で行う事業

※2 優れた景観を有するとは、以下の表に示す法令及び条例等に基づく景観に関わる規制の対象となる地域・地区等を想定

根拠法等	対象地区等
景観法	・ 景観計画区域 （景観重要公共施設や景観重要建造物等に係る場合） ・ 景観地区 ・ 準景観地区 ・ 地区計画等の区域（景観法に基づく地区計画等形態意匠条例が定められたものに限り） （上記は指定が予定・準備されている場合を含む）
都市計画法	・ 風致地区
自然公園法	・ 自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）内の特別地域
文化財保護法	・ 伝統的建造物群保存地区 ・ 重要文化的景観
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	・ 歴史的風土特別保存地区
明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法	・ 第一種歴史的風土保存地区 ・ 第二種歴史的風土保存地区
都市緑地法	・ 特別緑地保全地区
首都圏近郊緑地保全法	・ 近郊緑地特別保全地区
景観条例	・ 地方公共団体の条例により定められた指定地区
世界遺産条約	・ 世界遺産

- b) 事業により景観に大きな影響を与えるおそれがあると事務所等が判断する事業

- c) その他、事業実施を通じて良好な景観形成を行おうとする事業

- (4)検討対象外事業は、地下構造物等事業による周辺への景観上の影響がないか、極めて小さいものであるため、将来にわたって景観構成要素とならない事業とする。ただし、周辺条件の変化や計画・設計

の変更によって景観への影響が生ずることが見込まれるようになった場合には、本基本方針（案）に基づき適切な景観検討を行うものとする。

(5) 一般検討事業は、重点検討事業及び検討対象外事業以外の事業とする。

4-2 実施主体

景観検討の実施主体は、対象事業を所管する事務所等とする。なお、整備局等と他の関係部局が共同で実施する事業が対象事業である場合には、共通の景観整備方針を取りまとめるなど、十分な連携を図ることとする。

4-3 実施単位

景観検討の実施単位は、事業採択を行う事業単位を基本とする。ただし、事業特性や「景観整備方針」（第5章、第6章参照）を踏まえ、事業の一部を実施単位として設定する等柔軟な対応をすることができる。

第5章 重点検討事業の景観検討

重点検討事業に係る景観検討は、以下に示すように、「事業景観アドバイザー」や地方公共団体、住民等を含む検討体制を整え、景観ガイドライン等を参照しつつ、「景観形成について配慮すべき事項」及び「景観整備方針（重点検討事業版）」の取りまとめを行うとともに、これに基づく景観の予測・評価を実施した上で、事業の各段階でその検討結果を反映するものとする。また、事業完了後は事後評価を実施するものとする。

(1) 構想段階から施工段階

a) 検討開始時期

景観検討は、事業特性を踏まえ適切な時期から開始する。この際、できるだけ事業の早い段階から検討を開始するように努める。

b) 検討体制の構築

- ① 事業の特性に応じて、学識経験者等の知見、地方公共団体やNPO、住民等の意見を踏まえた景観検討を行うことができる適切な検討体制を構築する。
- ② 当面の間は、事業ごとに「事業景観アドバイザー」を、地域の実情に精通した公平な立場にある景観分野の専門性及び景観検討の実務の経験を有する学識経験者等のうちから任命するものとする。事業景観アドバイザーの役割は、その専門性を活かし、個別の事業・構造物の計画・設計等について指導・助言を行うことにある。
- ③ 住民等の意見聴取は以下のように行う。
 - 事務所等は、当該事業における景観形成にあたり配慮すべき事項や景観整備方針や各施設の具体的な規模・形状・配置などに係る情報について、住民等に提供し、住民等の意見や提案を聴取するように努める。
 - 情報の提供は、インターネットやアンケート、ワークショップ等の方法により行う。
 - 提供する情報は、事業実施後の景観イメージを住民が理解できるよう、スケッチパースやフォトモンタージュなど視覚的な表現方法による資料を用いて行う。
 - 事務所等は、住民等から聴取された意見や提案について、必要に応じ、「事業景観アドバイザー」に報告する。
 - 事務所等は、住民等から聴取された主な意見や提案の内容、景観検討への反映状況について公表する。
- ④ 地方公共団体、NPO等との連携は以下のように行う。
 - 景観検討を行うに当たって、事務所等は必要に応じて地方公共団体から意見聴取する。

- 当該事業地内またはその近傍で他省庁、地方公共団体、民間事業者等が行う関連事業が存在する場合、一体となった整備ができるよう、必要に応じて協力を依頼する。
- 事務所等は、必要に応じて当該地域の景観形成に資する活動を行うNPO等との連携も考慮するものとする。

c) 景観形成にあたり配慮すべき事項の取りまとめ

入手可能な最新の文献やその他資料に基づき、当該事業周辺の景観や土地利用状況、当該地域における地域景観の目標像^{※3}、景観に関する規制等の把握・抽出を行い、「景観形成にあたり配慮すべき事項」を取りまとめる。なお、当該事業が景観法に基づく景観重要公共施設に係る場合は、景観計画に定められる整備に関する事項（景観法第八条第2項第五号ロ）に即さなければならない。

※3 当該地域における地域景観の目標像とは、景観法に基づく景観計画や、景観ガイドライン等
に示されるものである。今後、景観法に基づき策定される景観計画も想定される。当該地
域における地域景観の目標像が存在しない場合には、関係団体と調整を図りながら、当該
事業における景観検討の一環として、地域景観の目標像を設定することができる。

d) 「景観整備方針（重点検討事業版）」の取りまとめ

- ① 「景観形成にあたり配慮すべき事項」や事業計画の内容・特性を踏まえ、当該事業における「景観整備方針（重点検討事業版）」^{※4}を取りまとめる。
- ② 「景観整備方針（重点検討事業版）」とは、当該事業により整備する施設や空間及びその周辺景観との関係などについて示す景観形成の基本的な考え方や方向性などであり、事務所等が景観検討を行う上で基本となるものである。

※4 「景観整備方針（重点検討事業版）」は以下のような事項を定める。なお、以下に示すものはあくまでも一例であり、事業の特性を踏まえた事項を設定する。また、評価の項目・尺度、予測・評価手法についても設定する。（別表1の参考事例を参照）

○ 当該事業における景観形成の目標像

- ー 当該事業における整備の「対象となる施設や空間」と「対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係」の両者を包括した景観形成の目標像

○ 対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係における基本的な考え方

- ー 周辺の景観等への配慮の考え方
- ー 住民等の利用を考慮した整備の考え方 等

○ 施設や空間そのものの景観整備の具体的な方針

- ー 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方
(例)
 - ・ 背景となる自然地物と調和する構造物の規模設定の考え方
 - ・ 構造特性等を活用した形状の洗練等の考え方
 - ・ 構造物及び施設全体のデザイン等の統一性、一貫性を確保するための考え方
- ー 細部設計、材料等選定の考え方
- ー コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方 等

- ③ 景観整備方針（重点検討事業版）を取りまとめるにあたっては、事務所等の担当者が必ず当該事業周辺の景観や土地利用状況を現地にて確認するものとする。
- ④ 「景観整備方針（重点検討事業版）」は、構想段階、計画段階、設計段階等で、検討範囲、熟度が異なるが、段階の進捗に応じて熟度を向上させることが望ましい。
- ⑤ 「景観整備方針（重点検討事業版）」は、時間経過に伴う周辺情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すことができる。ただし、見直しに当たっては、景観形成の取り組みの統一性を確保するため、既に検討済みの部分との整合を図ることが必要である。なお、その際、見直しの過程が分かるようにしておくものとする。
- ⑥ 事務所等は、計画・設計が完了した段階で「景観整備方針（重点検討事業版）」及び計画・設計の内容について企画部に報告する。また、事業が完了した段階で「景観整備方針（重点検討事業版）」及び完成した事業の写真等、施設等に反映された景観検討の結果について企画部に報告する。この他企画部からの要請がある時には策定または策定後に修正された当該事業の「景観整備方針（重点

検討事業版)」を提出する。なお、「景観整備方針（重点検討事業版）」の検討、見直しにあたっては、事業景観アドバイザーの意見を聞くものとし、これを参考に当該事業の「景観整備方針（重点検討事業版）」を策定または修正するよう努める。

- ⑦ 「景観整備方針（重点検討事業版）」は、事務所等において、構想段階から計画段階、計画段階から設計段階、設計段階から施工段階、維持・管理段階へ継承していくものとし、「景観整備方針（重点検討事業版）」が、策定または策定後に修正された際には、速やかに公開するものとする。
- ⑧ 事務所等は、事業景観アドバイザーの助言、住民等、地方公共団体、NPOの意見を踏まえ、「景観整備方針（重点事業版）」及び景観ガイドライン等に基づき計画・設計を行う。

e) 景観の予測・評価

事務所等は、「景観整備方針（重点検討事業版）」に基づき、適切に景観形成がされるよう景観の予測・評価を行う。

景観の予測・評価に当たっての留意点を以下に示す。

- ① 各施設の規模・形状等の設定の根拠について、予測・評価の項目・尺度から見て、できるだけ論理的に説明する必要がある。また、景観の予測・評価手法には定性的、定量的な手法が様々あるが、景観整備方針、各施設の種類や整備目的・内容に応じて適切な予測・評価手法を選ぶ必要がある。
- ② 景観の予測・評価に当たって、フォトモンタージュやスケッチパース、コンピュータグラフィックス、模型などの景観予測手法を用いることは景観形成に携わる関係者が容易に互いに共通の認識に立つことができる点で有効である。ただし、その使用に当たっては、再現性^{※5}や操作性^{※6}などの各手法の特徴（別表3参照）や当該事業の景観検討の熟度に留意し、その費用対効果等を十分検討するものとする。

※5 再現性：景観をどの程度のリアリティ・精度をもって表現するか。

※6 操作性：視点の移動や部分的な変更、修正をどの程度行えるか。

- ③ 景観の予測・評価手法の選定に当たっては、「事業景観アドバイザー」から意見聴取することが望ましい。

f) 景観の予測・評価結果の反映

事務所等は、景観の予測・評価の結果を踏まえ、計画・設計が景観整備方針に適合するために必要な修正を加えるものとする。

(2) 維持・管理段階

「景観整備方針（重点検討事業版）」に基づき、良好な景観が形成されるよう適切な維持・管理を行うとともに、必要に応じて改善措置を実施する。

(3) 事業完了後の事後評価

- a) 事務所等は、事業完了後数年程度が経過した後（「景観整備方針（重点検討事業版）」に具体的な実施時期が示されている場合にはこれに従う）、事業により形成された景観について、当該事業の「景観整備方針（重点検討事業版）」に照らして事後評価を実施するものとする。当該評価結果を踏まえ、必要に応じて、当該事業における改善措置を検討するとともに、類似事業または景観検討手法に適切に反映していくことが望まれる。
- b) 事後評価の方法等については、事業景観アドバイザーの意見を聞き、参考とするものとする。

第6章 一般検討事業の景観検討

一般検討事業に係る景観検討は、「景観形成について配慮すべき事項」及び「景観整備方針（一般検討事業版）」の取りまとめを行い、景観ガイドライン等を参照しつつ、「景観整備方針（一般検討事業版）」に則って実施するものとする。一般検討事業における景観検討は、以下に示す事項を除き、第5章(1)から(3)によるものとする。

(1) 第5章(1)から(3)における「重点検討事業」を「一般検討事業」に読み替えるものとする。

(2) 第5章(1)d)①および②を以下のとおりとする。

①「景観形成にあたり配慮すべき事項」や事業計画の内容・特性を踏まえ、当該事業における「景観整備方針（一般検討事業版）」※7を取りまとめる。

②「景観整備方針（一般検討事業版）」とは、当該事業により整備する施設や空間及びその周辺景観との関係などについて示す景観形成の基本的な考え方や方向性などであり、事務所等が景観検討を行う上で基本となるものである。

※7「景観整備方針（一般検討事業版）」は以下のような事項を定める。なお、以下に示すものはあくまでも一例であり、事業の特性を踏まえた事項を設定する。（別表2の参考事例を参照）

○ 当該事業における景観形成の目標像

－ 当該事業における整備の「対象となる施設や空間」と「対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係」の両者を包括した景観形成の目標像

○ 対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係における基本的な考え方

－ 周辺の景観等への配慮の考え方

－ 住民等の利用を考慮した整備の考え方 等

○ 施設や空間そのものの景観整備の具体的な方針

－ 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方

（例）・背景となる自然地物と調和する構造物の規模設定の考え方

・構造特性等を活用した形状の洗練等の考え方

・構造物及び施設全体のデザイン等の統一性、一貫性を確保するための考え方

－ 細部設計、材料等選定の考え方

－ コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方 等

(3) 第5章(1)d)⑥を以下のとおりとする。

事務所等は、計画・設計が完了した段階で「景観整備方針（一般検討事業版）」及び計画・設計の内容について企画部に報告する。また、事業が完了した段階で「景観整備方針（一般検討事業版）」及び完成した事業の写真等、施設等に反映された景観検討の結果について企画部に報告する。この他企画部からの要請がある時には策定または策定後に修正された当該事業の「景観整備方針（一般検討事業版）」を提出する。

(4) 第5章(1)d)⑦を以下のとおりとする。

「景観整備方針（一般検討事業版）」は、事務所等において、構想段階から計画段階、計画段階から設計段階、設計段階から施工段階、維持・管理段階へ継承していくものとする。

(5) 第5章(1)d)⑧を以下のとおりとする。

事務所等は、「景観整備方針（一般検討事業版）」及び景観ガイドライン等に基づき、計画・設計を行う。

(6) 第5章(1)b)、e)、f)、(3)については、必須としないが、必要に応じて実施することができる。

第7章 整備局等における体制整備

整備局等は事務所等における景観検討を支援するため、以下の体制を構築する。

(1) 学識経験者等の知見の活用（事業景観アドバイザーの活用）

a) 企画部は、各事業担当部と調整の上「事業景観アドバイザー」を、管内の実情に精通した、公平な立場にある景観分野の専門性及び景観検討の実務の経験を有する学識経験者等のうちから任命する。

b) 事業景観アドバイザーの役割は、その専門性を活かし、整備局等管内の地域における景観形成の方向性の設定等に関し、指導・助言を行うことにある。

c) 企画部は、「事業景観アドバイザー」からなる「景観アドバイザー会議」を定期的を開催する。「景観アドバイザー会議」は、以下について報告を受け、助言等を行う。

○ 整備局等の取組み状況の報告

- ・ 本基本方針（案）に基づく景観検討の実施状況等
 - ・ 個別事業の景観検討状況等
 - ・ 官庁営繕事業のうち、整備局等管内の地域の景観形成に与える影響が大きい事業として当該事業を担当する事務所等から提出された事業の景観検討状況等
 - 各事業に共通する手法等
 - ・ 本基本方針（案）に基づく景観検討区分の選定に係る考え方・方法・基準
 - ・ 景観検討に係る考え方・方法
 - 事業間の調整
 - ・ 景観検討における各事務所等を越えた事業間の調整の必要性
 - 地域の景観形成に係る方針
 - ・ 整備局等管内の地域における景観形成の方針
 - ・ 整備局等管内における景観に配慮した標準的な計画・設計のあり方
 - ・ その他、整備局等管内の景観の向上に関すること
 - d) 景観アドバイザー会議では、個別の事業に関する検討状況を報告するものとするが、特段の意見がある場合を除き、原則として、個別の事業・構造物の設計内容についての検討は行わない。
- (2) 整備局等内の体制整備
- a) 企画部は、「景観評価委員会」（委員長：企画部長等）を設置する。「景観評価委員会」は各部担当者から構成されるものとし、事務局は企画部が担当する。
 - b) 景観評価委員会では、以下について検討、決定する。
 - 各事業に共通する手法等
 - ・ 本制度における景観検討区分決定に係る考え方・方法・基準の設定
 - 各事業の取組状況
 - ・ 各事業の景観検討区分の決定
 - ・ 各事業における景観検討の取組状況の把握と今後の方向性
 - 事業間の調整
 - ・ 景観検討における各事務所等を越えた事業間の調整の方向性の設定
 - 地域の景観形成に係る方針
 - ・ 整備局等管内の地域における景観形成の方針及び具体的な行動方針の設定
 - ・ その他、整備局等管内の景観の向上に関すること
 - c) 企画部は、策定された景観整備方針について事務所等へ提出を要請し、これを取りまとめる。取りまとめた景観整備方針は景観アドバイザー会議及び景観評価委員会における個別事業の景観検討状況や各事業における景観検討の取組み状況の把握等の資料として用いる。
 - d) 企画部は、整備局等の取組み状況を取りまとめ、公表するものとする。また、地方ブロック全体の良い景観形成の取組みの推進に資するため、整備局等管内の情報共有ならびに地方公共団体等との意見交換にこれを活用する。その他、整備局等管内の景観の向上に関する取組み等の連絡調整を、本省大臣官房技術調査課、公共事業調査室、および国土技術政策総合研究所と連携しつつ行うものとする。

第8章 既存制度との整合

- (1) 「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」等住民参加手続きにおける景観の取り扱い
- 当該事業において、「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」等に基づき住民参加手続きを行っており、検討の項目に景観を盛り込んでいる場合は、住民等の意見聴取や学識経験者等の活用についてはその手続きの中で行うことができる。
- (2) 既存の景観検討の仕組みの取り扱い
- 事業特性を踏まえ、既に学識経験者等を含む委員会等により景観に関する計画等の検討・策定を行っている場合は、本基本方針（案）に基づき景観検討を行っているものと見なすことができる。

(3) 景観法、景観条例等との整合

- ・ 対象事業が景観法に基づき策定された景観計画区域に一部または全てが存在する場合、景観計画に則するものとする。
- ・ 当該事業が景観地区、準景観地区、地区計画等の区域（景観法に基づく地区計画等形態意匠条例が定められたものに限る）、風致地区、伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観、歴史的風土特別保存地区、第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区、特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区、自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）内の特別地域、地方公共団体が制定する景観条例に基づく指定地区に一部または全てが存在する場合、その地区の目的、規制内容に則するものとする。

(4) 環境影響評価（選定項目：景観）との関係

- ・ 本基本方針（案）に基づく景観検討の中で実施した評価は、環境影響評価の一環として行うものではなく、事業者の自主的な取り組みとして実施するものである。
- ・ 環境影響評価における景観は、「人と自然との豊かな触れ合い」に含まれる選定項目であり、基本的事項に示される方針（第二 二(3)ア「景観」に区分される選定項目については、眺望景観及び景観資源に関し、眺望される状態及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。）に基づき、事業者が調査、予測及び評価を行うものである。これは、本基本方針（案）における景観検討の一部を計画段階において実施しているものである。

第9章 景観検討に係る取組みの見直し

本基本方針（案）は、整備局等における取組み成果を評価した上で、必要に応じて見直しを行う。

第10章 適用

- (1) 本基本方針（案）は平成19年4月1日より適用する。ただし、既に設計・施工段階等にある事業については、その状況に応じて、可能な限り対応するものとする。また、既に維持・管理段階にある事業についても、良好な景観形成のため、改善すべき施設のリストアップや改善方針を備えておき、維持・修繕の際に改善を行っていくことが期待される。
- (2) 本基本方針（案）の適用に伴い、「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針（案）」（国官総第121号、国官技第45号、平成16年6月25日）は、廃止する。

(別表 1－1) 景観整備方針の設定例（重点検討事業版）

（事例：河川護岸の改修及び水辺空間の整備）

①当該事業における景観形成の目標像			
あたかも徒前からそこにあつたように自然な、そして人々が利用しやすい水辺空間			
②対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に関する基本的な考え方			
②-1： 周辺の景観等への配慮の考え方	・自然な水辺空間を創出するため、堤防、高水敷、水際部を一体にとらえ、つながりのある空間とする。（②-1-1） ・徒前からそこにあつたような水辺空間を創出するため、可能な限り現場から得られる材料を使用する。（②-1-2）		
②-2： 住民等の利用を考慮した整備の考え方	・人々が利用しやすい水辺空間を創出するため、広く間延びしやすい高水敷等の水辺空間は、人々の活動を考慮して居心地の良いスケールに分節する。（②-2）		
②-3： その他	（※「その他」欄には、環境保全への配慮やイベント時利用の考慮等、特筆すべき事項がある場合に記入する。）		
③ ①②を表現するための施設や空間そのものの景観整備の具体的方針		評価の項目・尺度	予測・評価手法
③-1： 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方	■形状＜②-1-1 に対応＞ ・自然の水辺らしく一体的なつながりのある水辺空間を創出するため、堤防、高水敷から水際部においてなめらかに連続するアースデザインを行う。（③-1-1） ■規模＜②-2 に対応＞ ・水辺空間を、人にとって居心地の良いスケールに分節するため、地形の高低差や微妙な起伏をつけたり、既存樹木を高水敷に移植したりする。（③-1-2）	・自然の川らしさ ・堤防、高水敷、水際部の空間の連続性、一体性 ・境界のあいまいさ ・分節された空間の居心地の良さ ・人間工学による「囲まれ度」等を尺度として空間スケールの適切さを評価する	・「川（辺）らしい」水辺空間の事例分析や全体模倣による検討を行い、予測する。 ・既往事例を参照（現地調査等）し、評価する。 ・簡易VR（ヴァーチャルリアリティCG）を作成し、様々な位置からの可視範囲、不可視範囲等を確認することにより予測する。 ・作成したVRの映像や、既往知見、事例等を参照し、評価する。
	■配置＜②-1-1、②-2 に対応＞ ・隣主体の低位盤を親水活動の場、確率的に年に一度水があがる中位盤をピクニック等の休憩の場、それより高い高位盤を園路等の空間と位置づけ、全体を緩やかに結びつつ、水位に応じて水際線の変化と空間利用の多様さを兼ねる地盤高さを設定する。（③-1-3）	・それぞれの空間から水への親近感の感じ方 ・見る人の水際からの距離、水面との比高を尺度として適切さを評価する	・既往事例を参照（現地調査等）の上、アドバイザー等のデザイナーの専門家をまじえ、評価する。
	■アースデザイン＜③-1-1、③-1-2 に対応＞ ・アースデザインは、10cm 単位での微地形操作を行い、全体として、自然の流れが作り上げたような水理的に無理のない形に仕上げる。	・自然の川らしさ、自然の地形らしさ	・「川（辺）らしい」微地形の事例分析及び模倣による検討を行う。
	■植栽＜②-1-2、③-1-2 に対応＞ ・高水敷空間を分節する樹木は、もともと水際に育っていた樹木を移植する。また、高水敷にはもともと株立ち状の樹木が多いことを踏まえ、この脈絡を持たせるため、移植する樹木は数本ずつをまとめて植える。	・移植した樹木の自然らしさ ・まとめて植えた樹木が株立ちの既存樹木に対し違和感がないか	・「川（辺）らしい」水辺空間の事例を参照し、予測する。 ・植栽分野及びデザインの専門家をまじえ、評価する。
③-2： 細部設計、材料等選定の考え方	■「盤」の詳細＜③-1-3 に対応＞ ・高さの異なる盤を結ぶためすり付けを行い、全体に緩やかな勾配を有する一つの斜面とする。 ・ただし、見る場所によっては、地形起伏の凹凸が不可視領域を生み出す箇所を盤の中間に設ける。 ・上記2点より、「連続した1つの斜面」という認識と、「この空間・あそこの空間」という2つの空間という認識を両立させ、水際線の見え方の変化や空間利用の多様さを創出する。	・高さの異なる盤の「一体性」と「個別性」の両立 ・自然の川らしい空間となっているか ・水際線の見え方は多様となっているか ・多様な利用を促すような空間となっているか	・デザインの専門家を交え、施工段階において、現場にて実際の見え方を確認しながら形や配置を見直すなどしてデザインする。（見試しのデザイン） ・フォローする。）
③-3：コスト削減、費用対効果を考慮した整備の考え方	・可能な限り現場にある材料等を活用し、現場以外から材料を持ち込まないことを基本とする。	・コスト削減を図ろうとする結果、上記で検討した景観整備やデザインに著しい不合理を生じないか	・既往の類似事例や関係者、アドバイザー等のデザイナーの専門家の意見を参考に評価する。
③-4：その他			

留意事項）景観整備方針作成にあたっては、「景観形成に当たり配慮すべき事項」を踏まえ、事業箇所内での景観整備の重要度の差異を考慮した上で、景観整備方針を作成するものとする。また、内容の変更にあたってはその過程がわかるようにしておくこと。

(別表1－2) 景観整備方針の設定例（重点検討事業版）

（事例：国道バイパス整備）

①当該事業における景観形成の目標像				
落ち着いた町並みと心地よい広がり、美しく、使いやすく、時間と共に地域の風景と人々の生活に融け込み、人々が誇りと思えるような道路（を創出する。）				
②対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に関する基本的な考え方				
②-1： 周辺の景観等への配慮の考え方	・落ち着いた町並みや心地よい広がり、田園風景を取り込み、味わうことができる道路とすることができ、存在感を抑え、あくまでも土地や自然に対し控えめとする。（②-1-1） ・時間と共に地域にとけ込み、将来は元々の環境の一部に同化させるため、時間の助けを借りて完成する道路空間とする。（②-1-2）	評価の項目・尺度	予測・評価手法	
②-2： 住民等の利用を考慮した整備の考え方	・使いやすい道路とするため、約6kmのバイパスが一体の緑の空間として一貫性を保ちつつ、しかし単調でもない、快適な走行を得られるよう整備する。（②-2-1） ・人々が誇りと思える道路とするため、市街地郊外を通過するバイパスから市街中心部へつながる交差点は、地域の玄関口として格式を持ち、またふるさとに帰ってきた際ののもてなしの空間となるよう整備する。（②-2-2）			
②-3： その他	（※「その他」欄には、環境保全への配慮やイベント時利用の考慮等、特筆すべき事項がある場合に記入する。）			
③ ①②と②を実現するための施設や空間そのものの景観整備の具体的方針				
③-1： 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方	■防護柵の配置＜②-1-1、②-2-1に対応＞ ・道路内部から良好な眺望が得られるよう、暫定2車線運用時の完成時に緑傾斜盛土を築造し、十分なスペースをとることににより安全を確保の上、この区間には防護柵を設置しない。（③-1-1）	・走行する道路内部から、沿道景観への眺望が広がるか ・防護柵が途切れることによる走行者の不安感がないか ・外部景観に接していること、暫定車線部の緩傾斜盛土の形状に景観面での違和感がないか	・整備対象となる道路空間及びその周辺一帯をVR（ヴァーチャルリアリティCG）により仮想構築し、道路内部からの走行景観、沿道からの外部景観等、様々な視点からの見え方を予測する。 ・既往の優良事例と比較して評価する。	
	■盛土、切土の形状＜②-1-1、②-1-2に対応＞ ・存在感を抑えて周辺景観に馴染ませ、また植生等の早期回復を促進するため、盛土、切土はランディングやグレーディングを行う。（③-1-2）	・切土のり面が、周辺の既存地形に無理なく馴染んでいるか ・道路全体が形の良い低い丘を縫うようならぬかに連続しているか	・ランディングやグレーディングについて、簡易模型を作成して検討、予測する。	・既往の優良事例と比較して評価する。
	■交差点へのシンボル植栽＜②-2-1、②-2-2に対応＞ ・バイパスから市街中心部につながる道路の交差点には、分岐部の指標性を向上させるとともに、地域の玄関口に位置する格式と個性を演出するシンボル樹を植える。（③-1-3）	・道路走行時の体験として、走行の快適性や車調とならない適度な変化・分節が得られる道路空間となっているか ・樹木の形状、高さ等	・模型により配置検討を行い、3次元的に検討、予測する。	・同上。
	■盛土、切土のり面への植栽＜②-1-1、②-1-2に対応＞ ・盛土、切土のり面は、道路内部からの眺望を阻害しないよう配慮しつつ、周辺の自然景観に溶け込むような植栽を行う。（③-1-4）	・植栽の粗密度等を尺度として、自然らしさを評価する ・極端に高密度で不自然な植栽となっていないか	・平面図、断面図、簡易模型により配置検討を行い、予測する。	・既往の事例や周辺の自然丘陵の写真等を比較参考として評価する。
③-2： 細部設計、材料等選定の考え方	■道路付属物の細部形状＜②-1-1、②-2-1に対応＞ ・沿道への良好な眺望が得られるよう、道路付属物（防護柵、照明、標識等）は、部材数が少なく、シンプルな形状構成となっているものを採用する。	・道路付属物が、道路内部景観から得られる眺望をどれだけ阻害しているかを尺度として、眺望の善し悪しを評価する	・既往の優良事例と比較して評価する。	
	■道路付属物の色彩＜②-1-1、②-2-1に対応＞ ・道路内部景観に煩雑感がなく、走行しやすい空間となるよう、また周辺の自然色彩に対して違和感のないよう、道路付属物の色彩は、中明度、低彩度とする。	・四季や天候の変化も含め、周辺の自然景観に対し、煩雑感や浮き立ち感がないか ・整備対象との色彩と周辺色彩との明度比や彩度比等を尺度として、違和感の有無を評価する ・地域の玄関口としての格式や、人々を迎え入れる演出を持った樹種としてふさわしいか	・色見本を作成し、現地において晴天時、曇天時等の気象変化、夏季、冬季の季節変化等への対応を確認する。 ・既往の専門家やアドバイザー等デザイナーの専門家を主に現地確認を行い、評価する。	・色彩の専門家やアドバイザー等デザイナーの専門家を主に現地確認を行い、評価する。
	■シンボル樹の樹種選定＜③-1-3に対応＞ ・シンボル樹は、ランドマークとなるような樹高や特徴的な樹形を持ち、紅葉や花により四季の変化を演出できる樹木を選定する。		・既往事例により予測する。	・樹種選定は、植栽の専門家やアドバイザーを主に評価する。・地域性と樹種特性の整合については、植栽の専門家や維持管理に協力頂く地域住民等の意見を重視して評価する。
	■植栽の樹種選定＜③-1-4に対応＞ ・盛土、切土のり面に施す植栽は、自生種を主体に樹種を選定する。	・のり面植栽が、将来に渡り地域の既存植生と調和するか。 ・積雪寒冷地であることを踏まえ、生育の可否、維持管理性等が考慮されているか	・事前に周辺の山地や丘陵地、道路事業地を踏査した結果により確認された樹種リストを基に、既往事例との比較により将来の生育状況等を予測する。 （上記一連の検討成果を用いる）	・樹種選定は、植栽の専門家や維持管理に協力頂く地域住民等の意見を重視して評価する。
③-3：コスト削減、費用対効果を考慮した整備の考え方	■景観整備による追加費用の検証 ・残施工法の採用により、約〇億円のコスト増になるが、約〇haの盛土法面を低減できる。（※具体的方針の策定に当たり、追加費用が必要となるものについては、投資効果の検証を行う。）	・コスト削減を図ろうとする結果、上記で検討した景観整備やデザインに著しい不合理を生じないか	・既往の類似事例や関係者、アドバイザー等のデザイナーの専門家の意見を参考に評価する。	
	■コスト削減の検討 ・植栽は、コスト削減の観点から苗木植栽を基本とする。またライフサイクルコストの削減の観点から、維持管理コストの高い冬囲いが必要な樹木は基本的に導入しない。			
③-4：その他				

留意事項) 景観整備方針作成にあたっては、「景観形成に当たり配慮すべき事項」を踏まえ、事業箇所内での景観整備の重要度の差異を考慮した上で、景観整備方針を作成するものとする。また、内容の変更にあたってはその過程がわかるようにしておくこと。

(別表 1－3) 景観整備方針の設定例（重点検討事業版）

（事例：旅客船岸壁）

①当該事業における景観形成の目標像			
歴史的、文化的な地域の特性を活かしつつ、海辺や港町の賑わいを創出する快適な親水空間となる旅客船岸壁（を創出する。）			
②対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に関する基本的な考え方			
②-1： 周辺の景観等への配慮の考え方	・隣接する歴史的港湾施設である〇〇岸壁や△△緑地、××プロムナードと一体となった親水空間となるよう整備する。(②-1-1) ・歴史的な地区として重厚、恒久的なイメージを創出しつつ、流行に左右されない施設整備を行う。(②-1-2)		
②-2： 住民等の利用を考慮した整備の考え方	・大型旅客船を迎えることから華やかなイメージを創出する (②-2-1)。 ・旅客船岸壁のエプロン部（プロムナード）は、利用する人々のヒューマンスケールに配慮した空間分節を行い、心地良い空間となるよう整備する。(②-2-2)		
②-3： その他	(※「その他」欄には、環境保全への配慮やイベント時利用の考慮等、特筆すべき事項がある場合に記入する。)		
③ (①と②を実現するための) 施設や空間そのものの景観整備の具体的方針		評価の項目・尺度	予測・評価手法
③-1： 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方	■配置<②-1-1 に対応> ・当該旅客船岸壁と隣接する〇〇岸壁等と一体的かつ繋がりのある親水空間を形成する。(③-1-1) ・背後地の利用を踏まえたゾーニングに応じてそれぞれの空間を差別化し、歴史的港湾施設である〇〇岸壁や△△緑地、××プロムナードとの一体化を図る。(③-1-2) ■規模<②-2-2 に対応> ・人々にとって心地よい空間となるよう、一部に高木植栽を施したり、一定の間隔にてリズムミカルな舗装パターンを設ける等空間を分節する。(③-1-3)	・隣接した岸壁や背後地との一体感、連続感 ・周辺施設との一体感、連続感について、「幅・奥行きの関係」等の尺度の類似性や素材の見え方を評価する。 ・分節された空間の居心地の良さ ・高木植栽による、高さ方向のスケール感、圍繞感など ・舗装パターンによる歩行者等の移動速度を考慮したリズム感など	・計画平面図を基に、ＣＧパース等を用いて背後地との一体感等を検討する。 ・既往事例写真やＣＧパース等を用いて、イメージを確認する。 ・同上。
	■横断構成（舗装・植栽・照明）等<②-2-1、③-1-1、③-1-2 に対応> ・当該旅客船岸壁のエプロン舗装は、隣接する全ての岸壁において、エッジ部（水際部）に花崗岩を使用することを共通させ、連続感、一体感を創出する。 ・△△岸壁は高木植栽を連続的に施し、人々の快適な利用に対応すると同時に、緑量感のある〇〇プロムナードへの連続性を高める。 ・岸壁のエプロン部に自然石貼付外灯を設置するとともに、フラッグポールを設置する等賑わいを創出する。 ■舗装材料<②-1-2 に対応> ・舗装材料は、恒久性、耐久性を考慮し、花崗岩を主体とした自然石舗装を基調とする。 ■舗装パターン、テクスチャー<②-2-2、③-1-3 に対応> ・旅客船岸壁のエプロン部（プロムナード）は、ヒューマンスケールと素材感に配慮し、材質や仕上げの異なる自然石舗装を織り交ぜることにより、奥行き方向、横断方向の双方のパターンを創る。	・隣接した岸壁や周辺施設との連続感、一体感について、舗装材や外灯の素材の適用イメージを評価する ・選定候補となる高木樹種の、四季の変化や将来の成長姿 ・適用する石材の重厚感等のイメージ ・適用する石材の耐久性や滑りにくさ等の諸機能 ・分節された空間の居心地の良さ ・自然石の材質や色彩、仕上げの違いによる分節パターンの見え方	・既往事例写真やＣＧパース等を用いて、舗装材料や外灯素材等の連続的イメージを確認する。 ・樹種の特性を整理した既往知見や、類似事例の参照により予測する。 ・素材の実物サンプルや整備事例の参照により予測する。 ・参照結果を基に、設計者が評価する。
③-2： 細部設計、材料等選定の考え方	・自然石の適用にあたり、中国産の良質な花崗岩等を採用し、コスト削減に配慮する。 ・汚れにも強く耐久性に優れる自然石を採用することにより、長期間の維持管理も含めたライフサイクルコストの観点からコスト削減を評価する。	・ライフサイクルを考慮に含めたコスト削減を図るものとするが、コスト削減のために景観性を大きく損なうものとならないよう留意する	・参照結果を基に、設計者が評価する。 ・必要に応じ、アドバイザーの意見を聴取する。
③-4：その他			

留意事項) 景観整備方針作成にあたっては、「景観形成にあたり配慮すべき事項」を踏まえ、事業箇所内での景観整備の重要度の差異を考慮した上で、景観整備方針を作成するものとする。また、内容の変更にあたってはその過程がわかるようにしておくこと。

(別表 2-1) 景観整備方針の設定例 (一般検討事業版)

(事例：上中流部の床固工)

①当該事業における景観形成の目標像	
山間部の自然河川および周辺の自然景観の雰囲気を壊さない水辺空間	
②対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に関する基本的な考え方	
②-1 : 周辺の景観等 への配慮の考 え方	周辺には人工の構造物がほとんど存在しないため、コンクリート等の人工素材の露出はできるだけ避け、空間構成としても直線や不自然な曲線がでないよう留意する。
②-2 : 住民等の利用 を考慮した整 備の考え方	夏季の水遊び等、水辺利用の実績があることから、床固工の整備を契機に利用しやすい水辺として整備する。
②-3 : その他	魚類の遡上に配慮する。
③ (①と②を実現するための) 施設や空間そのものの景観整備の具体的方針	
③-1 : 施設や空間の 規模・形状・配 置等の設定の 考え方	鋼製枠と現地発生石材の組み合わせにより、周囲の自然景観と調和させる。 勾配や滯筋の配置等については、工学的観点、生態学的観点と利用のしやすさを勘案して検討する。
③-2 : 細部設計、材料 等選定の考 え方	両岸についてはなだらかにすり付け、違和感のないよう配慮する。 限定したアプローチのルートは設けないが、水に近づくことを誘発するよう、川沿い遊歩道との連続性を確保する。
③-3 : コスト縮減、費 用対効果を考 慮した整備の 考え方	現地発生材を用いることで、コスト縮減と自然景観の雰囲気の保全を両立させる。
③-4 : その他	

留意事項) 景観整備方針作成にあたっては、「景観形成にあたり配慮すべき事項」を踏まえ、事業箇所内での景観整備の重要度の差異を考慮した上で、景観整備方針を作成するものとする。また、内容の変更にあたってはその過程がわかるようにしておくこと。

(別表 2-2) 景観整備方針の設定例 (一般検討事業版)

(事例：山間部の既存道路における防護柵の設置)

①当該事業における景観形成の目標像	
〇〇山系に対する良好な眺望を享受しながら安心して走れる道路空間	
②対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に関する基本的な考え方	
②-1： 周辺の景観等 への配慮の考 え方	〇〇山系への眺望が本道路に固有の魅力であるため、眺望を最大限に確保する。
②-2： 住民等の利用 を考慮した整 備の考え方	防護柵によりドライバーにとっての視線誘導を図り、安全な走行を誘導すると同時に、同乗者にとっては防護柵が眺望を阻害しないよう配慮する。
②-3： その他	(※その他欄には、環境保全への配慮やイベント時利用の考慮等、特筆すべき事項がある場合に記入する)
③ (①と②を実現するための) 施設や空間そのものの景観整備の具体的方針	
③-1： 施設や空間の 規模・形状・配 置等の設定の 考え方	できるだけ部材構成をシンプルにし、連続性を感じさせると共に道路上からみて透過性のある防護柵を選定する。 色彩については眺望阻害防止と自然景観への馴染みの観点から明度彩度の低いブラウン系とする（「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」を参考にする）。
③-2： 細部設計、材料 等選定の考 え方	後付けの付属物は安全上の理由で設置するものであっても代替案を検討し、極力避ける (夜間の視線誘導には反射テープを支柱に貼付することで対応し、デリネーター等昼間の景観を阻害するものは設置しない)
③-3： コスト削減、費 用対効果を考 慮した整備の 考え方	素材および塗装仕様の選定にあたっては、ライフサイクルコストを考慮し、初期費用だけで判断しない。特にメンテナンスが行き届かない場合、眺望景観の印象を著しく損なう可能性があることに注意する。
③-4： その他	事業区間内の標識支柱等は新設・更新時に今回選定した色彩で統一することを検討する。

留意事項) 景観整備方針作成にあたっては、「景観形成にあたり配慮すべき事項」を踏まえ、事業箇所内での景観整備の重要度の差異を考慮した上で、景観整備方針を作成するものとする。また、内容の変更にあたってはその過程がわかるようにしておくこと。

(別表 2-3) 景観整備方針の設定例 (一般検討事業版)

(事例：小規模な港湾緑地の整備)

①当該事業における景観形成の目標像	
活動する港の風景を背景に、地域の人々にとって日々の生活の中で憩いの場となるような緑地	
②対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に関する基本的な考え方	
②-1： 周辺の景観等 への配慮の考 え方	一般市民が〇〇港に対する眺望を得られる貴重な視点場であることから、眺望を確保するとともに、居心地のよい空間として整備する。
②-2： 住民等の利用 を考慮した整 備の考え方	利用者は隣接する街路（〇〇通り）と一体的に利用すると考えられることから、敷地内に閉じずに街路と連続した空間として整備する。
②-3： その他	毎年8月に開催される〇〇みなと祭りの際に活動拠点として利用しやすい空間とする。
③（①と②を実現するための） 施設や空間そのものの景観整備の具体的方針	
③-1： 施設や空間の 規模・形状・配 置等の設定の 考え方	緑地の規模が小さいことから、配置する施設や植栽は最小限として、街路からの眺望確保を図る。 植栽、ベンチ等の配置は港に対する眺望と祭礼時の利用の両方のバランスを考える。 緑地と街路を一体的に使用できるよう、接道部には植栽、柵等を設けない。
③-2： 細部設計、材料 等選定の考 え方	街路との一体感を演出するため、舗装材は共通のものを用いる。 護岸側の柵についてはなるべくシンプルなものを用いる。
③-3： コスト削減、費 用対効果を考 慮した整備の 考え方	植栽はコスト削減の観点から苗木植栽を基本とする。高木については、維持管理コストの高い冬囲いの必要な樹木は基本的に導入しない。
③-4： その他	

留意事項) 景観整備方針作成にあたっては、「景観形成にあたり配慮すべき事項」を踏まえ、事業箇所内での景観整備の重要度の差異を考慮した上で、景観整備方針を作成するものとする。また、内容の変更にあたってはその過程がわかるようにしておくこと。

(別表3) 景観予測手法・ツールの特徴

予測手法・ツール	特徴等
1. 視覚化ツールの活用	
(1) パース（透視図・画像）	
1) スケッチパース	○ある視点場から得られる対象事業完成後の景観を透視図法によって描く方法で、背景を含めた景観全体を描く必要があるが、自由な視点からの自由な画角による描写や、表現の意図的な簡略化や強調が可能である等、パース図の作成目的や検討の熟度等に合わせた表現の自由度を持つ。したがって、景観的課題に対応した整備効果を、代表的視点場から得られる景観によって、端的にわかりやすく表現する場合に適する。 ○スケッチパースは、表現方法や描く人間の描写能力によって、再現性等の表現の質が左右されやすく、フォトモンタージュより再現性は劣る。したがって、複数案の中から最終案を評価・選択する目的でスケッチパースを使用する場合（択一式のアンケート調査等による多数決等）は、絵の巧拙や目の惹きやすさ等によって判断される可能性があり、注意を要する。
2) フォトモンタージュ	○撮影した写真の上に、整備箇所の完成予想図を合成して、景観の変化を予測する方法で、完成予想図の作成方法には、通常のパース図によるものと、コンピュータ・グラフィックス（以下、「CG」という）による手法とがある。 ○CGによるフォトモンタージュは、再現性に優れ、整備前後の景観変化を端的にわかりやすく比較したい場合等によく用いられる。また、部分的な変更や修正は、CGを活用すれば比較的容易に行える点で操作性は高いが、現状の写真がベースとなるため、現状で写真撮影が可能な視点場からの景観予測に限定される。
3) コンピュータ・グラフィックス（CG）	○コンピュータを用いて、3次元データによる空間や構造物等の形状を構築し、3次元的に表現する方法。パースやフォトモンタージュでは、視点や画角が変わるごとに、それぞれの作業が必要となるのに対して、CGは自由な視点の設定、データの部分的な追加、修正等が可能で、操作性に優れ、複数視点場からの対象施設・構造物の景観を確認したり、1つの視点場から得られる対象物の複数設計案の景観を比較検討する場合等に適する。 ○周辺地域を含め、構築する施設や空間の情報量が大きくなるため、一般的に時間、費用両面からコスト高となるが、複数の施設・構造物等により構成される景観を多数の視点から確認する場合や、朝～夜の時間変化、天候変化、季節変化を反映した様々な場面を想定する場合、また、構築した3次元データをその後も引き続き様々な場面で活用することが想定される場合等は、費用対効果の面でもメリットがある。
(2) VR（動画）	○CGデータを基に動画として発展させたもので、視点を自由に移動させて、任意の視点から得られる景観を即時に再現可能で、視点の移動に伴う継起的な景観の再現も可能となる。したがって、周辺土地利用状況等が多様で、近～遠景まで広範に多数の視点場・視対象を有する地域や、道路走行時等の連続的な視点移動を伴う視点場から得られる景観の予測、多数の構造物が発生したり、既存と異なる新たな視点場が生じる事業等における景観予測に適する。
(3) 模型	○3次元の空間を、縮尺を変えた3次元媒体によって再現したもの。遠景から近景まであらゆる角度から自由な視点を設定して確認することが可能である。アイレベルの景観を予測する際には、ファイバースコープを用いた写真等により行う。 ○模型は、長大な施設や空間の全体像、地形に対する施設・構造物の収まり、構造物相互の形の収まり、構造物自体の形状等の表現が容易で、それらを最も適切、且つ体感的に認識し、理解することができるため、活用の頻度が高い。 ○模型は、検討用の簡易なスタディ模型から完成模型まで、様々な目的・場面に応じた様々なスケール、表現を用いた検討・確認が可能であるが、それゆえに、目的や検討の熟度に応じた適切な縮尺、材料、仕上げ方法等を選択する必要がある。スタディ模型は、景観的なリアリティ・精度は劣るが、構造物等の3次元的な形の収まりや部分的な細部形状の検討等、予測と評価を繰り返し行う際に特に有効なツールである。

予測手法・ツール	特徴等
2. モックアップ	
原寸模型、又は、試験見本	○施設・構造物の実物大の模型や、実際の材料を用いた試験見本（パネル等）の製作により、細部デザインの検討や、素材の風景との馴染み具合等の現地確認を行う。
3. 現地確認	
(1) 現地確認（簡易）	○塗板板等の簡易な供試体を現地に設置して、当該環境下における対象物（色・素材等）の実際の見え方や印象を確認する。
(2) 曝露試験	○ある一定の期間、塗板等の供試体を現地に設置して、当該地の環境の変化とそれによる対象物の見え方の変化や汚れ・劣化等を確認・予測するために行う。
(3) 試験施工	○新しい技術等を用いる施設・構造物を現場において試行し、現地での適用性やその効果を確認するために行う。
(4) ライトアップ・照明実験	○現地で照明実験を行い、照度、反射の度合い、周辺の光源を含めた中でのライトアップによる演出効果等を確認・予測するために行う。
4. 既往の知見の活用	
(1) 類似事例の参照	○当該事業対象地の条件に類似する事例を参照して、当該地の景観の経年変化等の予測を行う。ただし、具体的な計画・設計の内容・方法は、地域ごとの特性によって異なるため、デザインの短絡的な引用は避けるべきである。
(2) 模型実験	○水理学等に基づき、模型を用いた流水・落水表情デザインを検討する。 （粒子法等のシミュレーション・モデルにより PC 上で検討・予測する手法も存在する。）
	○河川工学等に基づき、模型を用いて構造物等の果たすべき機能と形のデザインの検討を行う。
(3) その他専門的知見に基づく形状予測等	○河川工学等に基づき、機能（治水等）と景観の両面から、河川法面の断面形状や水際部の形状等を予測し、デザイン検討を行う。 （複雑な断面形状や水際形状を有する河川における不等流計算による形状の決定等） ○生態学等に基づき、植生の生育状況とそれによる景観変化等の予測を行う。（気候・地質・土壌・方位（植栽斜面の傾斜方向と日照との関係）等から見た適合樹種及び生育予測 等） ○工学的知見に基づく機能と、景観面から望ましい形態等に関して、別々に検討せず、複数分野の専門的視点による総合的な検討・擦り合わせ（協働）が重要である。
(4) 景観指標等	○景観工学、心理学、人間工学等における既往の知見を活用して、景観や空間の印象度を、対象物や空間の規模や距離等に関する数値を用いた指標により、ある程度定量的に把握する。 ○この指標を厳密に適用・評価することは、対象や空間の持つ多様な側面の景観的・空間的な価値を排除しかねないため、厳密さを求めるものではなく、景観専門家等の助言を得ながら、一つの判断材料として用いることができる。
(5) 景観形成ガイドライン等の参照	○各分野で作成されている景観形成ガイドラインを参照し、景観形成の基本的な方向性・考え方や、それに対応する整備手法等の検討を行う。ただし、具体的な計画・設計の内容・方法は、地域ごとの特性によって異なるため、デザインの短絡的な引用は避けるべきである。

■中部地方整備局事業景観アドバイザー

氏名	役職	所属
林 英光	名誉教授	愛知県立芸術大学
北村 眞一	教授	山梨大学大学院医学工学総合研究部
岡本 耕平	教授	名古屋大学大学院環境学研究科
佐々木 葉	教授	早稲田大学創造理工学部社会環境工学科
堀越 哲美	教授	愛知産業大学・愛知産業大学短期大学 学長
水尾 衣里	教授	名城大学人間学部人間学科

(敬称略：平成28年●月現在)

■中部地方整備局景観検討委員会 委員

	役職
委員長	企画部長
委員	建政部長
	河川部長
	道路部長
	港湾空港部長
	営繕部長
	環境調整官

■中部地方整備局景観検討委員会 幹事会 委員

	役職
幹事長	環境調整官
幹事	企画部 企画課長
	企画部 広域計画課長
	建政部 計画管理課長
	建政部 都市整備課長
	河川部 河川計画課長
	河川部 河川環境課長
	道路部 道路計画課長
	道路部 計画調整課長
	港湾空港部 港湾計画課長
	港湾空港部 港湾事業課長
	営繕部 計画課長
	営繕部 建築課長

■事務局

中部地方整備局企画部企画課